

# 笠松町新型インフルエンザ等対策行動計画

2026年（令和8年）3月全部改正

笠松町

## 目次

|                                             |           |
|---------------------------------------------|-----------|
| はじめに .....                                  | 1         |
| 1. 改定の目的 .....                              | 1         |
| 2. 改定の概要 .....                              | 1         |
| 3. 対象とする感染症 .....                           | 2         |
| <b>第1部 新型インフルエンザ等対策の実施に関する基本方針 .....</b>    | <b>4</b>  |
| 1. 新型インフルエンザ等対策の基本方針 .....                  | 4         |
| 2. 対策の基本的な考え .....                          | 5         |
| 3. 対策推進のための役割分担 .....                       | 6         |
| 4. 感染症危機における有事のシナリオ .....                   | 9         |
| 5. 実効性を確保するための取組み等 .....                    | 11        |
| 6. 留意事項 .....                               | 12        |
| 7. 対策の基本項目 .....                            | 13        |
| <b>第2部 新型インフルエンザ等対策の各対策項目の考え方及び取組 .....</b> | <b>16</b> |
| <b>第1章 実施体制 .....</b>                       | <b>16</b> |
| 第1節 準備期 .....                               | 16        |
| 第2節 初動期 .....                               | 17        |
| 第3節 対応期 .....                               | 18        |
| <b>第2章 情報提供・共有、リスクコミュニケーション .....</b>       | <b>20</b> |
| 第1節 準備期 .....                               | 20        |
| 第2節 初動期 .....                               | 22        |
| 第3節 対応期 .....                               | 24        |
| <b>第3章 まん延防止 .....</b>                      | <b>28</b> |
| 第1節 準備期 .....                               | 28        |
| 第2節 初動期 .....                               | 28        |
| 第3節 対応期 .....                               | 29        |
| <b>第4章 ワクチン .....</b>                       | <b>32</b> |
| 第1節 準備期 .....                               | 32        |
| 第2節 初動期 .....                               | 38        |
| 第3節 対応期 .....                               | 43        |
| <b>第5章 保健 .....</b>                         | <b>49</b> |
| 第1節 準備期 .....                               | 49        |
| 第2節 対応期 .....                               | 49        |
| <b>第6章 物資 .....</b>                         | <b>51</b> |
| 第1節 準備期 .....                               | 51        |
| 第2節 対応期 .....                               | 52        |
| <b>第7章 町民の生活及び地域経済の安定の確保 .....</b>          | <b>53</b> |
| 第1節 準備期 .....                               | 53        |
| 第2節 初動期 .....                               | 54        |
| 第3節 対応期 .....                               | 54        |
| <b>○用語集 .....</b>                           | <b>59</b> |

## はじめに

### 1. 改定の目的

2020年（令和2年）2月26日に岐阜県内で最初の新型コロナウイルス感染症(COVID-19)\*（以下「新型コロナ」という。）の患者が確認され、その後、県内全域に感染が拡大し、町民の生命及び健康が脅かされ、町民生活及び社会経済活動は大きく影響を受けることとなった。この未曾有の感染症危機において、次々と変化する現象に対し、国を挙げての取り組みが進められてきた。

新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号。以下「特措法」という。）は、病原性が高い新型インフルエンザや同等の危険性のある新感染症が発生した場合に、国民の生命及び健康を保持し、国民生活及び経済に及ぼす影響を最小限に抑えることを目的に、国、地方公共団体、事業者等の責務、新型インフルエンザ等の発生時における措置及び新型インフルエンザ等緊急事態措置等の特別の措置を定めたものであり、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号。以下「感染症法」という。）等と相まって、新型インフルエンザ等対策の強化を図るものである。

今般の笠松町新型インフルエンザ等対策行動計画（以下「町行動計画」という。）の改定は、新型インフルエンザ等対策政府行動計画（以下「政府行動計画」という。）の改定、岐阜県新型インフルエンザ等行動計画（以下「県行動計画」という。）の改定、新型コロナへの対応で明らかになった課題や、これまでの関連する法改正等も踏まえ、新型インフルエンザや新型コロナ以外にも含めた幅広い感染症による危機に対応できる社会を目指すものである。

今後、町行動計画に基づき、感染症危機に対する平時の備えに万全を期すとともに、有事においては、感染症の特徴や科学的知見を踏まえ、迅速かつ着実に必要な対策を実施していく。

\*病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（2020年（令和2年）1月に、中華人民共和国から世界保健機関（WHO）に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）であるもの。

### 2. 改定の概要

政府行動計画は、感染症有事に際して迅速に対処を行うため、あらかじめ有事の際の対応策を整理し、平時の備えの充実を図るものである。有事に際しては、政府行動計画の様々な対策の選択肢を参考に、基本的対処方針（特措法第18条第1項に規定する基本的対処方針をいう。以下同じ。）

を作成し、対応を行っていくこととなる。従前の政府行動計画は、2013年に策定されたものであるが、今般、初めてとなる抜本改正が行われた。具体的には、

- ・新型コロナ対応における経験やその間に行われた関係法令等の整備
- ・内閣感染症危機管理統括庁（以下「統括庁」という。）や国立健康危機管理研究機構（Japan Institute for Health Security）（以下「JIHS」という。）の設置等を通じた感染症危機対応への体制整備
- ・国及び都道府県の総合調整権限・指示権限の創設・拡充によるガバナンス強化
- ・対象とする疾患を、新型インフルエンザや新型コロナだけでなくその他の幅広い呼吸器感染症をも念頭に置くこととした上で、記載を3期（準備期、初動期及び対応期）に分け、特に準備期の取組を充実
- ・対策項目をこれまでの6項目から13項目に拡充させ、新型コロナ対応で課題となった項目を独立させ、記載の充実を図り、感染が長期化する可能性も踏まえ、複数の感染拡大の波への対応や、ワクチンや治療薬の普及等に応じた対策の機動的な切替えについても明確化
- ・実効性を確保するため、実施状況のフォローアップや定期的な改定を行うとともに、国及び都道府県を始めとした多様な主体の参画による実践的な訓練の実施

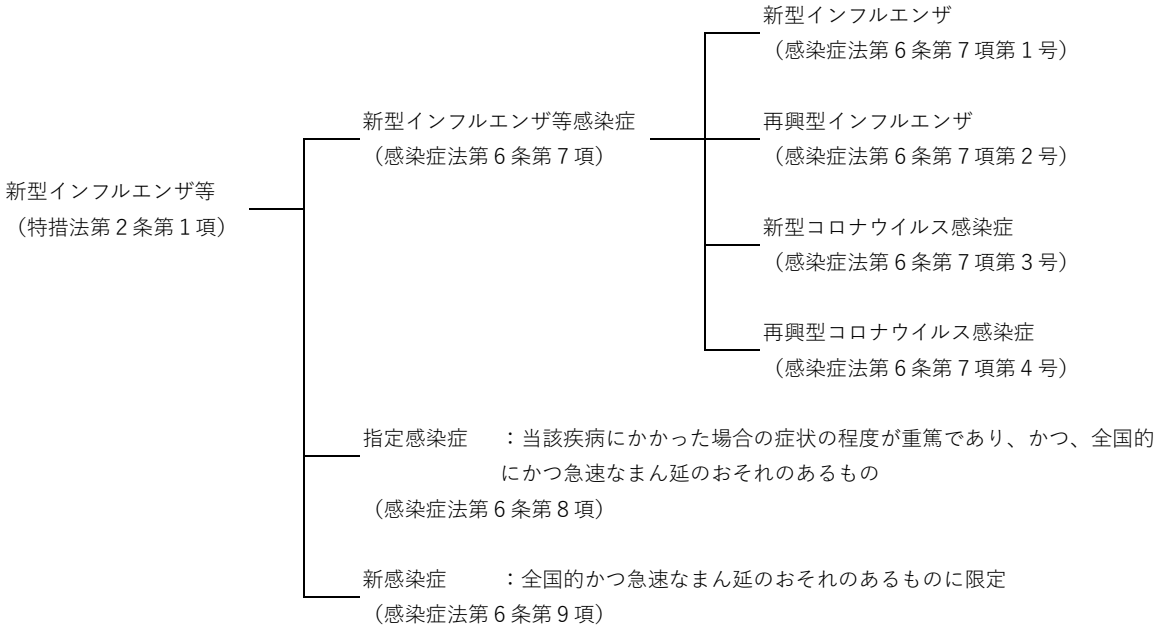
これらを踏まえ、町行動計画についても、政府行動計画、県行動計画に沿った内容とし、抜本改正を行う。

### **3. 対象とする感染症**

町行動計画の対象とする感染症は、特措法第2条第1項に基づく感染症（図表1）とし以下のとおりとする。

- （1）新型インフルエンザ等感染症
- （2）指定感染症（当該疾病にかかった場合の症状の程度が重篤であり、かつ、全国的にかつ急速なまん延のおそれのあるもの）
- （3）新感染症（全国的にかつ急速なまん延のおそれのあるものに限定）

図表 1 新型インフルエンザ等



## 第 1 部 新型インフルエンザ等対策の実施に関する基本方針

### 1. 新型インフルエンザ等対策の基本方針

#### (1) 目指すべき姿

新型インフルエンザ等の発生時期を正確に予知することは困難であり、また、その発生そのものを阻止することは不可能である。また、病原性が高くまん延のおそれのある新型インフルエンザ等が発生すれば、町民の生命や健康、経済全体にも大きな影響を与えかねない。

今回の町行動計画の改定では、こうした状況を念頭に置きつつ、5年の長きにわたる新型コロナ対応で得た知見や教訓を活かし、次の2点を主たる目標に据え、この両輪で「感染拡大防止と社会経済活動のバランスを踏まえた、感染症危機に強くてしなやかに対応できる社会の実現」を目指す。

#### 目標 1 感染拡大の抑制による町民の生命及び健康の保護

- ・ 感染拡大を抑えて、流行のピークを遅らせ、医療提供体制の整備やワクチン製造等のための時間を確保する。
- ・ 流行のピーク時の患者数等をなるべく少なくして医療提供体制への負荷を軽減するとともに、医療提供体制の強化を図ることで、患者数等が医療提供体制のキャパシティを超えないようにすることにより、治療が必要な患者が適切な医療を受けられるようにする。
- ・ 適切な医療の提供により、重症者数や死亡者数を減らす。



#### 目標 2 町民生活及び町民経済に及ぼす影響の最小化

- ・ 感染拡大防止と社会経済活動のバランスを踏まえた対策の切替えを円滑に行うことにより、町民生活及び社会経済活動への影響を軽減する。
- ・ 町民生活及び町民経済の安定を確保する。
- ・ 地域での感染対策等により、欠勤者等の数を減らす。
- ・ 事業継続計画の作成や実施等により、医療の提供の業務又は町民生活及び町民経済の安定に寄与する業務の維持に努める。



感染拡大防止と社会経済活動のバランスを踏まえた、  
感染症危機に強くてしなやかに対応できる社会の実現

## 2. 対策の基本的な考え

### (1) 新たな感染症危機の想定

新型インフルエンザ等対策は、発生の段階や状況の変化に応じて柔軟に対応していく必要がある。また、過去の新型インフルエンザや新型コロナウイルスの経験等を踏まえると、特定の事例に偏重して準備を行うことは、大きなリスクを背負うことになりかねない。

したがって、町行動計画では、新型インフルエンザや新型コロナウイルスを念頭に置きつつも、それら以外の新たな呼吸器感染症等が流行する可能性や中長期的に数次にわたり感染の波が生じる可能性も想定する。

### (2) 対策の基本的な考え方

町行動計画は、発生した新型インフルエンザ等の病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）を踏まえ、様々な状況に対応できるよう、対策の選択肢を示すものである。

その上で、科学的知見を踏まえ、地理的な条件、少子高齢化、社会インフラの状況、医療提供体制等を考慮しつつ、各種対策を効果的に組み合わせ、全体のバランスを図るとともに、その時々状況に応じ、新型インフルエンザ等の発生前から流行が終息するまでの一連の対応の流れを確立する。

新型インフルエンザ等が発生した際には、病原体の性状、流行の状況、地域の特性その他の状況を踏まえ、人権への配慮、対策の有効性や実行可能性、対策そのものが町民生活及び町民経済に与える影響等を総合的に勘案し、実施すべき対策を決定する。

町民の生命及び健康に著しく重大な被害を与えるおそれがある新型インフルエンザ等への対策は、不要不急の外出の自粛要請、施設の使用制限等の要請、各事業者における業務縮小等による接触機会の抑制等、医療対応以外の感染対策とワクチンや治療薬等を含めた医療対応を組み合わせることで総合的に行うことが必要である。

特に医療対応以外の感染対策については、社会全体で取り組むことにより効果が期待されるものであり、全ての事業者が自発的に職場における感染予防に取り組むことはもちろん、感染拡大を防止する観点から、継続する重要業務を絞り込む等の対策を実施することについて積極的に検討することが重要である。

事業者の従業員のり患等により、一定期間、事業者のサービス提供水準が相当程度低下する可能性があることについて周知し、町民の理解を得るための呼び掛けを行うことも必要である。

また、新型インフルエンザ等のまん延による医療提供体制の限界や社会的混乱を回避するためには、国、地方公共団体及び指定（地方）公共

機関による対策だけでは限界があり、事業者や町民一人ひとりが、感染予防や感染拡大防止のための適切な行動や備蓄等の準備を行うことが必要である。新型インフルエンザ等対策は、日頃からの手洗い等、季節性インフルエンザ等呼吸器感染症に対する対策が基本となる。特に、ワクチンや治療薬が無い可能性が高い新興感染症が発生した場合は、公衆衛生対策がより重要である。

### 3. 対策推進のための役割分担

#### (1) 国の役割

国は、新型インフルエンザ等が発生した場合は、自ら新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に実施し、地方公共団体及び指定（地方）公共機関が実施する新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に支援することにより、国全体として万全の態勢を整備する責務を有する。また、国は、WHO等の国際機関や諸外国との国際的な連携を確保し、対策に取り組む。

また、国は、新型インフルエンザ等及びこれに係るワクチンその他の医薬品の調査や研究の推進に努めるとともに、新型インフルエンザ等に関する調査及び研究に係る国際協力の推進に努める。国は、こうした取組み等を通じ、新型インフルエンザ等の発生時におけるワクチンや診断薬、治療薬等の早期の開発や確保に向けた対策を推進する。

国は、新型インフルエンザ等の発生前は、政府行動計画に基づき、準備期に位置付けられた新型インフルエンザ等対策を着実に実施するとともに、定期的な訓練等により新型インフルエンザ等対策の点検及び改善に努める。

また、国は、新型インフルエンザ等対策閣僚会議（以下「閣僚会議」という。）及び閣僚会議を補佐する新型インフルエンザ等に関する関係省庁対策会議の枠組みを通じ、政府一体となった取組みを総合的に推進する。

特措法第2条第5号に規定する指定行政機関は、政府行動計画等を踏まえ、相互に連携を図りつつ、新型インフルエンザ等が発生した場合の所管行政分野における発生段階に応じた具体的な対応をあらかじめ決定しておく。

国は、新型インフルエンザ等の発生時に、政府対策本部で基本的対処方針を決定し、対策を強力に推進する。

その際、国は、推進会議等の意見を聴きつつ、対策を進める。また、国民等や事業者等の理解や協力を得て対策を行うため、感染症や感染対策に関する基本的な情報の提供及び共有を行う。

## （２）県及び町の役割

県及び町は、新型インフルエンザ等が発生した場合は、基本的対処方針に基づき、自らの区域に係る新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に実施し、その区域において関係機関が実施する新型インフルエンザ等対策を総合的に推進する責務を有する。

### ① 県の役割

県は、特措法及び感染症法、岐阜県感染症対策基本条例（令和２年岐阜県条例第４４号。以下「県基本条例」という。）に基づく措置の実施主体としての中心的な役割を担っており、基本的対処方針に基づき、感染症対策を総合的かつ計画的に実行し、地域における医療提供体制の確保やまん延防止に關し的確な判断と対応が求められる。

このため、平時において医療機関との間で病床確保、発熱外来、自宅療養者等への医療の提供、後方支援又は医療人材の派遣に関する医療措置協定を締結するほか、民間検査機関又は医療機関と平時に検査等措置協定を締結する等、医療提供体制や検査実施体制を構築し、また、保健所、宿泊療養等の対応能力についても計画的に準備を行う。感染症有事の際には、こうして構築した体制に迅速に移行し、感染症対策を実行する。

こうした取組みにおいては、県は、感染症法第１０条の２に基づく、保健所設置市である岐阜市、感染症指定医療機関等で構成される感染症対策連携協議会（以下「連携協議会」という。）等を通じ、予防計画や保健医療計画等について協議を行う。また、予防計画に基づく取組状況を毎年度、国に報告し、進捗確認を行う。

また、感染症対策の実施にあたっては、医療はもとより、産業、福祉、スポーツ、文化、教育等の各分野に十分配慮し、医療機関、事業者、県民等の理解と協力を得ることが重要である。そのため、感染症対策を県政の最重要課題の一つとして位置付け、予算、人員等を重点的に配分し、これに取り組む。

さらには、市町村が行うその区域の実情に応じた感染症に関する施策を支援するよう努めるほか、市町村との緊密な連携を図るとともに、感染症対策を県の区域を超えた広域的な見地から総合的に実施するため、国及び他の都道府県と協力する。

これらにより、平時から関係者が一体となって、医療提供体制の整備や新型インフルエンザ等のまん延を防止していくための取組みを実施し、PDCA サイクルに基づき改善を図る。

## ② 町の役割

町は、住民に最も近い行政単位であり、町民に対するワクチンの接種や、町民の生活支援、新型インフルエンザ等の発生時の要配慮者への支援に関し、基本的対処方針に基づき、的確に対策を実施することが求められる。対策の実施にあたっては、県や近隣の市町村と緊密な連携を図る。

## (3) 一般の事業者の役割

事業者については、新型インフルエンザ等の発生時に備えて、その事業の実施に関し、職場や自己の管理する施設又は場所における感染症の予防及び拡大の防止について必要な措置を講ずるとともに、感染症対策に協力することが求められる。

町民の生命及び健康に著しく重大な被害を与えるおそれのある新型インフルエンザ等の発生時には、感染防止の観点から、一部の事業を縮小することが必要な場合も想定される。特に多数の者が集まる事業を行う者については、感染防止のための措置の徹底が求められるため、平時からマスクや消毒薬等の衛生用品等の備蓄を行うように努める等、対策を行う必要がある。

## (4) 町民の役割

新型インフルエンザ等の発生前から、新型インフルエンザ等に関する情報や発生時にとるべき行動等、その対策に関する知識を得るとともに感染症の予防及び拡大の防止に十分な注意を払い、平時からの健康管理に加え、基本的な感染対策（換気、マスク着用等の咳エチケット、手洗い、人混みを避ける等）等の個人レベルでの感染対策を実践するよう努める。また、新型インフルエンザ等の発生時に備えて、個人レベルにおいてもマスクや消毒薬等の衛生用品、食料品や生活必需品等の備蓄を行うよう努める。

新型インフルエンザ等の発生時には、発生の状況や予防接種等の実施されている対策についての情報を得て、感染拡大を抑えるための個人レベルでの対策を実施するとともに、行政機関、医療機関、事業者等が実施する感染症に関する対策に協力するよう努める。

さらには、感染者やその家族、所属機関、医療従事者、様々な事情によりマスク着用やワクチン接種ができない方、文化や風習が大きく異なる外国籍の方等に対する偏見や差別等をなくすため、感染症に関する正しい知識の習得や多様性の理解に努める。

#### 4. 感染症危機における有事のシナリオ

新型インフルエンザ等対策の各対策項目については、予防や事前準備の部分（準備期）と、発生後の対応のための部分（初動期及び対応期）に大きく分けた構成とする。

感染症の特徴、感染症危機の長期化、状況の変化等に応じて幅広く対応するため、特に対応期については、以下のように区分し、時期ごとの対応の特徴も踏まえ、柔軟かつ機動的に感染症危機対応を行う。

##### （１）準備期：発生前の段階

地域における医療提供体制の整備、感染症対策等の備蓄、町民に対する啓発、県、町、企業等による事業継続計画等の策定、DXの推進や人材育成、実践的な訓練の実施による対応体制の定期的な点検及び改善等、新型インフルエンザ等の発生に備え事前に準備する。

##### （２）初動期：A 国内で発生した場合を含め世界で新型インフルエンザ等に位置付けられる可能性がある感染症が発生した段階

国において感染症の急速なまん延及びその可能性のある事態を探知して以降、政府対策本部が設置されて基本的対処方針が定められ、これが実行されるまでの間、町においては、感染症の特徴や病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）に関する情報を収集し、関係者間で共有する。

また、感染拡大のスピードをできる限り抑えて、感染拡大に対する準備を行う時間を確保するため、新型インフルエンザ等の特徴や事態の推移に応じて迅速かつ柔軟に対応する。

##### （３）対応期：B 県内の発生当初において、封じ込めを念頭に対応する時期

町では、特措法に基づき、新型インフルエンザ等緊急事態宣言（以下「緊急事態宣言」という。）により対象地域となった場合には、直ちに笠松町新型インフルエンザ等対策本部を設置し、県と連携し対策を図る。

県では、県基本条例第9条に基づく岐阜県感染症対策本部（以下「県対策本部」という。）の設置後、県内の発生当初の病原性や感染性等に関する情報が限られている場合には、国内外における感染動向や過去の知見等も踏まえ、病原性や感染性等が高い場合のリスクを想定し、患者の入院措置、抗インフルエンザウイルス薬等による治療、感染リスクのある者の外出自粛やその者に対する抗インフルエンザウイルス薬の予防投与を検討する。さらに、病原性に応じて、不要不急の外出の自粛要請や

施設の使用制限等の強力な対策を講じ、感染拡大のスピードをできる限り抑え、感染拡大に対する準備を行う時間を確保する。

その後も、常に新しい情報を収集・分析の上、対策の必要性を評価し、更なる情報が得られ次第、適切な対策へと切り替える。また、状況の進展に応じて、必要性の低下した対策についてはその縮小や中止等の見直しを行う。

#### **(4) 対応期：C-1 県内で感染が拡大し、病原体の性状等に応じて対応する時期**

感染の封じ込めが困難な場合は、知見の集積により明らかになる病原体の性状等を踏まえたリスク評価に基づき、感染拡大のスピードや潜伏期間等を考慮しつつ確保された医療提供体制で対応できるレベルに感染拡大の波（スピード、ピーク等）を抑制するべく、感染拡大防止措置等を講じることを検討する。

複数の感染の波への対応や対策の長期化、病原性や感染性の変化の可能性も考慮した上で、リスク評価を大まかに分類し、それぞれの分類に応じ各対策項目の具体的な内容を定める。

町は、国、県、事業者等と連携して、医療提供体制の確保や町民生活及び町民経済の維持のために最大限の努力を行うが、社会の緊張が高まり、変化する状況に対策が必ずしも適合しなくなることも想定し、状況に応じて臨機応変に対処していく。

また、地域の実情等に応じて、県対策本部と協議の上、柔軟に対策を講じることができるようし、医療機関を含めた現場が動きやすくなるような配慮や工夫を行う。

#### **(5) 対応期：C-2 ワクチンや治療薬等により対応力が高まる時期**

科学的知見の集積、検査や医療提供体制の整備、ワクチンや治療薬の普及等の状況の変化等に合わせて、適切なタイミングで、柔軟かつ機動的に対策を切り替える。

ただし、病原体の変異により対策を強化させる必要が生じる可能性も考慮しておく。

#### **(6) 対応期：D 流行が終息に向かい、特措法によらない基本的な感染症対策に移行する時期**

最終的には、ワクチンの普及等による免疫の獲得、病原体の変異及び新型インフルエンザ等への対応力が一定水準を上回ることにより特措法によらない基本的な感染症対策（出口）に移行する。

## 5. 実効性を確保するための取組み等

### (1) EBPM (エビデンス・ベースド・ポリシー・メイキング※) の考え方に基づく政策の推進

町行動計画等の実効性を確保して、新型インフルエンザ等への対応をより万全なものとするためには、新型インフルエンザ等対策の各取組みについてできる限り具体的かつ計画的なものとするのが重要である。

感染拡大防止と社会経済活動のバランスを踏まえた対策の切替えにあたって、対応時はもとより、平時から有事までを通じて、政策効果の測定に重要な関連を持つ情報や統計等のデータを収集、分析し、活用するEBPMの考え方に基づいて政策を実施する。

※EBPM (エビデンス・ベースド・ポリシー・メイキング)

エビデンスに基づく政策立案 (Evidence-Based Policy Making の略)。

①政策目的を明確化させ、②その目的達成のため本当に効果が上がる政策手段は何か等、政策手段と目的の論理的なつながり (ロジック) を明確にし、③このつながりの裏付けとなるようなデータ等のエビデンス (根拠) を可能な限り求め、「政策の基本的な枠組み」を明確にする取組をいう。

### (2) 新型インフルエンザ等への備えの機運 (モメンタム※) の維持

新型インフルエンザ等は、いつ起こるか予想できず、いつ起きてもおかしくないものである。このため、自然災害への備えと同様に、日頃からの備えと意識を高める取組みを継続的に行うことが重要である。

町や町民が幅広く対応に関係した新型コロナの経験を踏まえ、新型インフルエンザ等への備えの充実につながるよう、訓練、研修、啓発活動等の取組みを通じて、平時から新型インフルエンザ等への備えを充実させる機運 (モメンタム※) の維持を図る。

※momentum (モメンタム) とは、運動量、はずみ、勢い、推進力をいう。

### (3) 多様な主体の参画による実践的な訓練の実施

「訓練でできないことは、実際もできない」というのは災害に限らず新型インフルエンザ等への対応にも当てはまる。訓練の実施により、平時の備えについて不断の点検や改善につなげていくことが極めて重要である。町は、訓練の実施やそれに基づく点検や改善が関係機関で継続的に取り組まれるよう、働き掛けを行う。

### (4) 定期的なフォローアップと必要な見直し

行動計画は、訓練の実施等により得られた改善点や制度改正、国内外における新興感染症等について新たに得られた知見の状況等変化に合わせて必要な見直しを行うことが重要である。

こうした状況に加え、政府行動計画、県行動計画の改定状況等を踏まえ、おおむね6年ごとに町行動計画の改定について必要な検討を行う。

## 6. 留意事項

### (1) 基本的人権の尊重

町は、新型インフルエンザ等対策の実施にあたり、基本的人権を尊重することとし、特措法による要請や行動制限等の実施にあたって、町民の自由と権利に制限を加える場合は、その制限は当該新型インフルエンザ等対策を実施するため必要最小限のものとする。

新型インフルエンザ等対策の実施にあたって、法令の根拠があることを前提として、リスクコミュニケーションの観点からも、町民に対して十分説明し、理解を得ることを基本とする。

また、感染者やその家族、医療関係者に対する誹謗中傷等の新型インフルエンザ等についての偏見や差別は、これらの方々への人権侵害であり、あってはならないものである。これらの偏見や差別は、患者の受診行動や感染拡大の抑制を妨げる原因となる可能性がある。また、新型インフルエンザ等に対応する医療従事者等の人員の士気の維持の観点等からも防止すべき課題である。

さらに、新型インフルエンザ等対策の実施にあたっては、より影響を受けがちな社会的弱者への配慮に留意する。感染症危機にあたっては町民の安心を確保し、新型インフルエンザ等による社会の分断が生じないように取り組む。

### (2) 危機管理としての特措法の性格

特措法は、感染症有事における危機管理のための制度であって、緊急事態に備えて様々な措置を講ずることができるよう制度設計されている。しかし、新型インフルエンザ等が発生したとしても、病原性の程度や、ワクチン治療薬等の対策が有効であること等により、まん延防止等重点措置や緊急事態措置を講ずる必要がないこともあり得ると考えられ、どのような場合にもこれらの措置を講ずるものではないことに留意する。

### (3) 感染症危機下の災害対応

感染症危機下で地震等の自然災害が発生した場合には、町は、国や県と連携し、発生地域における状況を適切に把握するとともに、必要に応じ、避難所における感染症対策の強化や、自宅療養者等への情報共有、避難の支援等を速やかに行う。

なお、複数の災害がほぼ同時的に発生する場合や、ある災害からの復旧中に別の災害が発生する場合等、複合災害についてもその可能性を念頭に置き、それぞれの災害における対応について、あらかじめ確認しておく。

#### （４）記録の作成や保存

町は、新型インフルエンザ等が発生した段階で、笠松町新型インフルエンザ等対策本部条例（平成２５年笠松町条例第８号。）による笠松町新型インフルエンザ等対策本部（以下「町対策本部」という。）及び県対策本部における新型インフルエンザ等対策の実施に係る記録を作成し、保存及び公表する。

### 7. 対策の基本項目

町行動計画は、新型インフルエンザ等対策の２つの主たる目標である「感染拡大の抑制による町民の生命及び健康の保護」及び「町民生活及び町民経済に及ぼす影響の最小化」を達成するための戦略を実現する具体的な対策を定めるものである。

それぞれの対策の切替えのタイミングを示し、町や関係機関等においても分かりやすく、取り組みやすいようにするため、以下の７項目を町行動計画の主な対策項目とする。

なお、各項目毎の対策については、発生段階ごとに記述するが横断的な留意点等については、以下のとおりとする。

- ① 実施体制
- ② 情報提供・共有、リスクコミュニケーション
- ③ まん延防止
- ④ ワクチン
- ⑤ 保健
- ⑥ 物資
- ⑦ 町民の生活及び地域経済の安定の確保

#### （１）実施体制

新型インフルエンザ等は、その病原性が高く感染力が強い場合は、多数の生命や健康に甚大な被害を及ぼすほか、社会・経済活動の縮小・停滞を招くおそれがあり、町全体の危機管理の問題として取り組む必要がある。このため、危機管理部門（総務課）と公衆衛生部門（健康介護課）が中心となり、庁内一体となり取り組む。

### ①笠松町新型インフルエンザ等対策本部の設置

新型インフルエンザ等が国内で発生し、その全国的かつ急速なまん延により国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼすと認められるものとして政令に定める要件に該当する事態（以下「新型インフルエンザ等緊急事態」という。）が発生した場合、町は直ちに町対策本部を設置し、必要な措置を行う。

### ②笠松町新型インフルエンザ等対策推進会議

町は、新型インフルエンザ等の発生に備え「笠松町新型インフルエンザ等対策推進会議（以下「推進会議」という。）を開催し、関係部署が連携・協力し新型インフルエンザ等の感染拡大を予防するために、必要な対策を推進するための具体的な方策を検討していく。

### 笠松町新型インフルエンザ等対策本部

本 部 長：町長

副本部長：副町長

本 部 員：羽島郡二町教育委員会の教育長・羽島郡広域連合消防長  
各部の部長、町長が指名した者

役 割：・情報収集の強化  
・帰国者・接触者相談センター等の情報提供  
・感染拡大の防止  
・予防接種の実施  
・相談窓口の拡充  
・予防対策励行の啓発強化  
・パンデミックに備えた全庁的な体制の再構築  
・不要不急の集会等の自粛要請  
・学校、保育所等への休業要請  
・保健所、医療機関との連携強化  
・対策の評価



政府対策本部長が緊急事態  
宣言をした場合は上記対策  
本部（任意で設置する場合  
もある）

### 笠松町新型インフルエンザ等対策推進会議

会 長：住民福祉部長

副 会 長：総務部長、企画環境経済部長、建設部長、水道部長  
教育文化部長、会計管理者、議会事務局長

委 員：総務課・企画DX課・環境経済課・福祉子ども課  
健康介護課・建設課・水道課・教育文化課・学校給食セン  
ター各課（所）長、その他関係職員

事 務 局：健康介護課

役 割：・情報収集  
・予防対策の普及啓発  
・予防周知の徹底  
・相談窓口の設置  
・予防接種による体制の構築等

## 第2部 新型インフルエンザ等対策の各対策項目の考え方及び取組

### 第1章 実施体制

#### 第1節 準備期

##### 方向性

新型インフルエンザ等が国内外で発生し又はその疑いがある場合は、事態を的確に把握し、町全体で一丸となって取組みを推進することが重要である。

そのため、平時から拡張可能な組織体制の編成、人員の調整、縮小可能な業務の整理等、事業継続に向けた準備を進めるとともに、訓練や研修を通じた課題の発見とその改善、有事の対応に向けた練度の向上を図る。

さらには、行動計画の定期的なフォローアップを行いながら、状況の変化を捉え不断の見直しを行う。

##### 対応策

#### 1 協議・意思決定体制の整備

町は、県が平時から県基本条例第10条で規定する岐阜県感染症対策協議会が設置されるまでの間、新型インフルエンザ等の感染症への対策を推進するために設置する町、医療関係団体、社会・経済関係団体で構成する「新型インフルエンザ等対策推進会議」を必要に応じ開催する。（住民福祉部、その他関係部局）

#### 2 業務執行体制の整備

町は、新型インフルエンザ等の発生時において強化・拡充すべき業務を実施するために必要な人員等の確保及び有事においても維持すべき業務の継続を図るための業務継続計画を策定し、必要に応じて改定する。業務継続計画の策定及び改訂にあたり、町は県に対し必要な支援を求めるものとする。（総務部、その他全部局）

#### 3 町行動計画の策定及び見直し等

町は、県行動計画を踏まえ、町行動計画における業務計画を策定し、必要に応じ見直しを行う。行動計画の見直しにあたっては、あらかじめ、感染症に関する専門的な知識を有する者その他の学識経験者の意見を聴く。（住民福祉部）

#### 4 実践的な訓練の実施と人材育成

町は、県が実施する町、関係機関等と連携した実践的な訓練に参加・協力し、新型インフルエンザ等の発生時における実施体制の整備、対応の流れ、各機関間の連携等を確認する。（住民福祉部）

町は、新型インフルエンザ等対策に携わる医療従事者や専門人材、職員等の養成等を行う。（住民福祉部、その他関係部局）

#### 5 国、地方公共団体等の連携の強化

町は、平時より国、県及び指定地方公共機関と相互に連携し、新型インフルエンザ等の発生に備え、平時からの情報共有及び連携体制の確認並びに訓練を実施する。（住民福祉部）

町は、新型インフルエンザ等の発生に備え、国及び県内の業界団体や関連する学会等の関係機関と情報交換等を始めとした連携体制を構築する。（住民福祉部）

### 第2節 初動期

#### 方向性

新型インフルエンザ等が国内外で発生し又はその疑いがある場合には、世界的な危機管理として事態を的確に把握するとともに、町民の生命及び健康を保護するため、緊急かつ総合的な対応を行う必要がある。

そのため、町では、国内外で感染の疑いを把握した場合には関係機関との情報共有や対策を検討し準備を進める。

#### 対応策

##### 1 新型インフルエンザ等の発生が確認された段階

（１）国が特措法に基づく政府対策本部を設置した場合や、県が対策本部を設置した場合において、町は、必要に応じて、町対策本部の設置を検討し、新型インフルエンザ等対策に係る措置の準備を進める。（住民福祉部）

（２）町は、必要に応じて、準備期における想定を踏まえ、必要な人員体制への強化が可能となるよう、全庁的な対応を進める。（総務部）

(3) 町は、羽島郡医師会（以下「医師会」という）、羽島歯科医師会、岐阜県薬剤師会羽島支部（以下「薬剤師会」という）、羽島郡二町教育委員会（以下「教育委員会」という）、町内保育施設、介護施設等と連携を図り、感染が増加している集団を把握し、感染対策及び対策を検討する。  
（住民福祉部、教育文化部）

## 2 迅速な対策の実施に必要な予算の確保

町は、必要に応じて、対策に要する経費について、国からの財政支援の活用のほか、地方債を発行することを検討し、所要の準備を行う。（住民福祉部、その他関係部局）

## 第3節 対応期

### 方向性

特措法に基づく対策本部を設置してから、特措法によらない基本的な感染症対策に移行し、流行状況が収束するまでの間、複数の感染拡大の波や対応の長期化も想定されることから、町及び関係機関における対策の実施体制を持続可能なものとするのが重要である。

そこで、感染症危機の状況や町民の生活及び経済の状況、各対策の実施状況に応じて柔軟に実施体制を強化し、又は見直すとともに、特に医療のひっ迫、病原体の変異、ワクチンや治療薬、治療法の開発又は確立等の大きな状況の変化があった場合に、柔軟かつ機動的に対策を切り替える。

また、国が特措法によらない基本的な感染症対策に移行する方針を決定した後も、町民の生命及び健康を保護し、並びに暮らしの安定を確保するため、必要に応じて体制を維持する。

### 対応策

#### 1 基本となる実施体制の在り方

町は、緊急事態宣言がなされた場合は、町行動計画に基づき、直ちに、町対策本部を設置（特措法第34条第1項）し速やかに実施体制をとる。

なお、緊急事態解除宣言が行われたときは、遅滞なく町対策を廃止する（特措法第37条の規定により読み替えて準用する特措法第25条）。

#### (1) 職員の派遣・応援への対応

①町は、新型インフルエンザ等のまん延によりその全部又は大部分の事務を行うことができなくなると認めるときは、県に対し、特定新型イ

ンフルエンザ等対策の事務の代行を要請する（特措法第 26 条の 2）。（住民福祉部）

②町は、その区域に係る特定新型インフルエンザ等対策を実施するため必要があると認めるときは、他の市町村又は県に対して応援を要請する。（住民福祉部）

## （２）必要な財政上の措置

町は、国からの財政支援を有効に活用するとともに、必要に応じて地方債を発行して財源を確保し、必要な対策を実施する。（住民福祉部、その他全部局）

## ２ 緊急事態措置の検討等について

### （１）緊急事態宣言の手続

①町は、緊急事態宣言がなされた場合は、直ちに町対策本部を設置する。町は、当該町の区域に係る緊急事態措置を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、緊急事態措置に関する総合調整を行う（特措法第 36 条第 1 項）。（住民福祉部、その他全部局）

②町は、県が行う市町村及び関係指定地方公共機関が実施する新型インフルエンザ等対策に関する総合調整等に対して、必要があれば意見の申出を行う（特措法第 24 条第 2 項）。（住民福祉部、その他全部局）

③町は、特に必要があると認めるときは、県に対し、県及び指定地方公共機関が実施する新型インフルエンザ等緊急事態措置に関する総合調整を行うよう要請する（特措法第 36 条第 2 項）（住民福祉部）

④町は、特に必要があると認めるときは、県に対し、指定行政機関及び指定公共機関が実施する新型インフルエンザ等緊急事態措置に関する総合調整を国が行うよう要請を行う（特措法第 36 条第 3 項）。（住民福祉部）

## ３ 特措法によらない基本的な感染症対策に移行する時期の体制

### （１）町対策本部の廃止

町は、新型インフルエンザ等緊急事態解除宣言（新型インフルエンザ等緊急事態が終了した旨の公示をいう。）がなされたときは、遅滞なく町対策本部を廃止する。（住民福祉部）

## 第2章 情報提供・共有、リスクコミュニケーション

### 第1節 準備期

#### 方向性

感染症危機において、対策を効果的に行うためには、町民、行政、医療機関、事業者等が適切に判断し行動できるよう、リスク情報とその見方を共有することが重要である。

そのため、平時からの普及啓発に加え、可能な限り科学的根拠等に基づいた情報を適時適切に提供及び共有し、町民等の感染症に関するリテラシーを高めるとともに、町による情報提供や共有が有用な情報源として、町民から認知され、一層の信頼を得られるよう努める。

また、新型インフルエンザ等が発生した際の円滑な情報提供及び共有、町民の意識やニーズを把握する双方向のコミュニケーションについて、その内容や手段、把握した情報の活用方法等を整理しておく。

#### 対応策

##### 1 新型インフルエンザ等の発生前における町民への情報提供及び共有

###### (1) 平時における感染症に関する情報提供及び共有について

①町は、平時から県と連携し、感染症に関する基本的な情報、基本的な感染対策（換気、マスク着用等の咳エチケット、手洗い、人混みを避ける等）、感染症の発生状況等の情報、新型インフルエンザ等に関する情報や発生時にとるべき行動等その対策等について町民の理解を深めるため、各種媒体を利用し、可能な限り多言語で、継続的かつ適時に、分かりやすい情報提供及び共有を行う。（住民福祉部）

②町は、保育施設、学校、職場等は集団感染が発生する等、地域における感染拡大の起点となりやすいこと、高齢者施設等は重症化リスクが高いと考えられる者の集団感染が発生するおそれがあることから、庁内関係機関として福祉部局、教育委員会等と連携して、感染症や公衆衛生対策について丁寧に情報提供及び共有を行う。（住民福祉部、教育文化部）

③教育委員会等と連携して、学校教育の現場を始め、こどもに対する分かりやすい情報提供及び共有を行う。（住民福祉部、教育文化部）

###### (2) 偏見や差別等に関する啓発

町は、感染症は誰でも感染する可能性があるもので、感染者やその家族、所属機関、医療従事者に対する偏見や差別等は許されるものではない。

く、また、様々な事情によりマスク着用やワクチン接種ができない方等に対しても同様であり偏見や差別等は法的責任を伴い得ることや、患者が受診行動を控える等、感染症対策の妨げにもなること等について啓発する。  
(住民福祉部、その他関係部局)

### (3) 偽・誤情報に関する啓発

町は、感染症危機において、偽・誤情報の流布、さらに SNS 等によって増幅されるインフォデミック<sup>\*</sup>の問題が生じ得ることから、正確な情報を適時適切に提供及び共有し、町による情報提供や共有が情報源として町民から認知され、一層の信頼を得られるよう努める。(住民福祉部)

<sup>\*</sup>インフォデミック：ソーシャルメディアなどを通じて、不確かな情報と正確な情報が急激に拡散される現象

## 2 新型インフルエンザ等の発生時における情報提供及び共有

### (1) 迅速かつ一体的な情報提供及び共有体制の整備

①町は、新型インフルエンザ等が発生した際に、町民等が必要な情報を入手できるよう、高齢者、こども、日本語能力が十分でない外国籍の方、視覚や聴覚等が不自由な方等への適切な配慮をしつつ、情報提供し共有する内容や用いる媒体、方法について整理する。(住民福祉部、教育文化部、その他関係部局)

②町は、一体的かつ整合的な情報提供及び共有を行うことができるよう、広報担当をあらかじめ決めておく等、ワンボイスによる情報提供及び共有の方法等を整理する。(住民福祉部)

### (2) 県と感染状況等の情報提供及び共有について

町は、有事において県と円滑な連携のため、当該情報連携について具体的な手順などあらかじめ情報提供及び共有の方法等を整理する。(住民福祉部)

### (3) 双方向のコミュニケーションの体制整備や取組の推進

①町は、可能な限り双方向のコミュニケーションに基づいたリスクコミュニケーションを適切に行うことができるよう、町が必要とする情報また町民の反応や必要としている情報を把握し、更なる情報提供及び共有に活かす方法等を整理し、必要な体制を整備する。(住民福祉部、その他関係部局)

②町は、新型インフルエンザ等の発生時に、町民からの相談に応じるため相談窓口等が設置できるよう準備する。また、国からの要請を受け、コールセンター等を設置する準備を進める。（住民福祉部）

## 第2節 初動期

### 方向性

新型インフルエンザ等の発生又は発生の疑いを踏まえ、感染拡大に備えて、町民に新型インフルエンザ等の特性や対策等について、状況に応じた的確な情報提供及び共有を行い、準備を促す必要がある。

そのため、町民が可能な限り科学的根拠等に基づいて、適切に判断し行動できるよう、その時点で把握している科学的根拠等に基づいた正確な情報について、当該感染症に関する全体像が分かるよう、迅速に分かりやすく提供し共有する。その際、可能な限り双方向のコミュニケーションに基づいたリスクコミュニケーションを行うよう努める。

また、感染者等に対する偏見や差別等は許されず、感染症対策の妨げにもなること等について周知を徹底するとともに、偽・誤情報の拡散状況等を踏まえ、科学的知見等に基づく正確な情報を繰り返し提供及び共有することで町民の不安の解消等に努める。

### 対応策

#### 1 迅速かつ一体的な情報提供及び共有

①町民が情報を受け取る媒体やその受け止めが千差万別であることから、利用可能なあらゆる情報媒体を活用し、迅速かつ一体的に情報提供及び共有を行う。（住民福祉部、その他関係部局）

②個人や事業者のレベルでの感染対策が感染拡大防止にも大きく寄与することを踏まえ、感染状況に応じて、記者会見や各種メディアにより感染対策の徹底や冷静な対応を呼び掛ける町長メッセージ等を発出する。（企画環境経済部）

③町民が必要な情報を入手できるよう、高齢者、こども、日本語能力が十分でない外国籍の方、視覚や聴覚等が不自由な方等への適切な配慮をしつつ、理解しやすい内容や方法での情報提供及び共有を行う。（住民福祉部、教育文化部、その他関係部局）

## 2 県と感染状況等の情報提供及び共有について

町は新型インフルエンザ等の発生状況等に対する町民の理解の増進を図るために必要な情報を県と共有する。(住民福祉部)

## 3 公表基準の明確化

町は、国が示す新型インフルエンザ等の発生状況等に関する公表基準等を踏まえた上で、個人情報やプライバシーの保護に留意しつつも、町民のニーズを勘案し、町としての公表内容を決定する。(住民福祉部)

## 4 偏見や差別等への対応

①町は、感染症は誰でも感染する可能性があるもので、感染者やその家族、所属機関、医療従事者に対する偏見や差別等は許されるものではなく、偏見や差別等は、法的責任を伴い得ることや、患者が受診行動を控える等感染症対策の妨げにもなること等について、その状況等を踏まえつつ、適切に情報提供し共有する。(住民福祉部、その他関係部局)

②町は、感染症に対する偏見や差別等を解消し、感染者やその家族、所属機関、医療従事者、障害特性等によりマスク着用やワクチン接種ができない方、文化や風習が大きく異なる外国籍の方等の人権が損なわれることが起こらないよう様々な機会を通じて感染症に関する正しい知識の習得や多様性の理解のための普及啓発を行うとともに、ハラスメント等に関する相談対応に努める。(住民福祉部、その他関係部局)

## 5 偽・誤情報への対応

町は、例えば、ワクチン接種や治療薬、治療法に関する科学的根拠が不確かな情報等の偽・誤情報の拡散状況等による混乱を回避するため、その時点で得られた科学的知見等に基づく情報を繰り返し提供し共有する等、町民が正しい情報を円滑に入手できるよう、適切に対処する。(住民福祉部)

## 6 双方向コミュニケーションの実施

①町は、感染症対策を円滑に進めていく上で、関係者の理解や協力を得ることが重要であることから、一方向の情報提供だけでなく、SNSの動向や相談窓口等に寄せられた意見等の把握等を通じて、情報の受取手の反応や関心を把握し、可能な限り双方向のコミュニケーションに基づくリスクコミュニケーションを行うよう努める。(住民福祉部、その他関係部局)

②町は、国から提供される Q&A 等を活用し、町民からの相談に応じるため、相談窓口等を設置し、適切な情報提供を行う。また、国からの要請を受け、コールセンター等を設置する。（住民福祉部、その他関係部局）

### 第3節 対応期

#### 方向性

感染症危機において、対策を効果的に行うためには、リスク情報とその見方の共有等を通じて、町民が適切に判断や行動できるようにすることが重要である。

そのため、初動期から引き続き、町民が、可能な限り科学的根拠等に基づいて、適切に判断し行動できるよう、町民の関心事項等を踏まえつつ、その時点で把握している正確な情報について、迅速に分かりやすく提供し共有する。その際、可能な限り双方向のコミュニケーションに基づいたリスクコミュニケーションを行うよう努める。

また、個人レベルでの感染対策が社会における感染拡大防止にも大きく寄与することや、感染者等に対する偏見や差別等は許されず、感染症対策の妨げにもなること等について情報提供及び共有するとともに、偽・誤情報の拡散状況等を踏まえ、科学的知見等に基づく正確な情報を繰り返し提供及び共有することで町民の不安の解消等に努める。

#### 対応策

##### 1 迅速かつ一体的な情報提供及び共有

①町民が情報を受け取る媒体やその受け止めが千差万別であることから、利用可能なあらゆる情報媒体を活用し、迅速かつ一体的に情報提供及び共有を行う。（住民福祉部、その他関係部局）

②個人や事業者のレベルでの感染対策が感染拡大防止にも大きく寄与することを踏まえ、感染状況に応じて、記者会見や各種メディアにより感染対策の徹底や冷静な対応を呼び掛ける町長メッセージ等を発出する。（企画環境経済部）

③町民が必要な情報を入手できるよう、高齢者、こども、日本語能力が十分でない外国籍の方、視覚や聴覚等が不自由な方等への適切な配慮をしつつ、理解しやすい内容や方法での情報提供及び共有を行う。（住民福祉部、教育文化部、その他関係部局）

④町は、新型インフルエンザ等の発生状況等に対する町民の理解の増進を図るために必要な情報を県と共有する。(住民福祉部)

## 2 公表基準の見直し

町は、初動期に決定した公表基準について、感染症の特徴等に応じて、個人情報やプライバシーの保護に留意しつつも、町民のニーズを勘案し、必要な見直しを行う。(住民福祉部)

## 3 偏見や差別等への対応

①町は、感染症は誰でも感染する可能性があるもので、感染者やその家族、所属機関、医療従事者に対する偏見や差別等は、許されるものではなく、こうした偏見や差別等は、法的責任を伴い得ることや、患者が受診行動を控える等感染症対策の妨げにもなること等について、その状況等を踏まえつつ、適切に情報提供し共有する。(住民福祉部、その他関係部局)

②町は、感染症に対する偏見や差別等を解消し、感染者やその家族、所属機関、医療従事者、障害特性等によりマスク着用やワクチン接種ができない方、文化や風習が大きく異なる外国籍の方等の人権が損なわれることが起こらないよう様々な機会を通じて感染症に関する正しい知識の習得や多様性の理解のための普及啓発を行うとともに、ハラスメント等に関する相談対応に努める。(住民福祉部、その他関係部局)

## 4 偽・誤情報への対応

町は、例えば、ワクチン接種や治療薬、治療法に関する科学的根拠が不確かな情報等、偽・誤情報の拡散状況等による混乱を回避するため、その時点で得られた科学的知見等に基づく情報を繰り返し提供し共有する等、町民が正しい情報を円滑に入手できるよう、適切に対処する。(住民福祉部)

## 5 リスク評価に基づく方針の決定及び見直し

町は、対応期の中で病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）等が明らかになった時期に応じて、以下のとおり対応する。

### (1) 県内の発生当初において、封じ込めを念頭に対応する時期

国内での新型インフルエンザ等の発生の初期段階には、封じ込めを念頭に、感染拡大防止を徹底することが考えられる。その際、町民の感染拡大防止措置に対する理解や協力を得るため、病原体の性状（病原性、

感染性、薬剤感受性等）等について限られた知見しか把握していない場合は、その旨を含め、政策判断の根拠を丁寧に説明する。

また、町民の不安が高まり、感染者等に対する偏見や差別等が助長される可能性があることから、町は、県と連携し改めて、以下①から④について、可能な限り科学的根拠等に基づいて分かりやすく説明を行う。  
(住民福祉部、その他関係部局)

- ① 偏見や差別等が許されないことや感染症対策の妨げにもなること
- ② 個人レベルでの感染対策が社会における感染拡大防止にも大きく寄与すること
- ③ 町が町民に不要不急の外出や都道府県間の移動等の自粛を求める際には、それらの行動制限が早期の感染拡大防止に必要なものであること
- ④ 事業者においても速やかな感染拡大防止対策の取組みが早期の感染拡大防止に必要なこと

## (2) 県内で感染が拡大し、病原体の性状等に応じて対応する時期

### ① 病原体の性状等を踏まえたリスク評価に基づく対策の説明

病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）等を踏まえたリスク評価を実施した後は、その結果に基づき、感染拡大防止措置等が見直されることが考えられる。

その際、町民が適切に対応できるよう、その時点で把握している科学的知見等に基づく感染拡大防止措置等について、従前からの変更点や変更理由等を含め、分かりやすく説明を行う。(住民福祉部、その他関係部局)

### ② こどもや若者、高齢者等が重症化しやすい場合の対策の説明

病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）等を踏まえたリスク評価や影響の大きい年齢層に応じて、特措法に基づく措置の強度や町民への協力要請の方法が異なり得ることから、当該対策を実施する理由等について、可能な限り科学的根拠等に基づいて分かりやすく説明を行う。

その際重点的に、可能な限り双方向のリスクコミュニケーションを行いつつ、リスク情報とその見方の共有等を通じ、当該対策について、理解や協力を得る。(住民福祉部、その他関係部局)

### **(3) 流行が終息に向かい、特措法によらない基本的な感染症対策に移行する時期**

ワクチン等により免疫の獲得が進むこと、病原体の変異により病原性、感染性等が低下すること及び新型インフルエンザ等への対応力が一定水準を上回ることに伴い、特措法によらない基本的な感染症対策へと移行していく段階では、平時への移行に伴い留意すべき点（医療提供体制や感染対策の見直し等）について、丁寧に情報提供し共有を行う。

また、個人の判断に委ねる感染症対策に移行することに不安を感じる層がいることが考えられるため、可能な限り双方向のリスクコミュニケーションを行いつつ、リスク情報とその見方の共有等を通じ、当該対策について、理解及び協力を得る。（住民福祉部、その他関係部局）

## **6 双方向コミュニケーションの実施**

### **(1) リスクコミュニケーション**

町は、感染症対策を円滑に進めていく上で、関係者の理解や協力を得ることが重要であることから、一方向の情報提供だけでなく、SNSの動向や相談窓口等に寄せられた意見等の把握等を通じて、情報の受取手の反応や関心を把握し、可能な限り双方向のコミュニケーションに基づくリスクコミュニケーションを行うよう努める。（住民福祉部）

### **(2) 相談と情報共有**

町は、初動期に設置した相談窓口等において、国から提供されるQ&A等を活用し、町民からの相談対応や適切な情報提供を行う。（住民福祉部、その他関係部局）

## 第3章 まん延防止

### 第1節 準備期

#### 方向性

新型インフルエンザ等の発生時にまん延防止対策を講じ、感染拡大のスピードやピークを抑制することで確保した医療提供体制における対応を可能とし、町民の生命と健康を保護する。そのため、平時から対策を適切かつ迅速に決定できるよう、必要な指標やデータ等を整理しておく。また、町民や事業者に対し、有事においてまん延防止対策への協力が得られるよう、平時からその意義や重要性について理解促進に取り組む。

#### 対応策

##### 1 平時における対策強化に向けた理解促進の準備

町、学校等は、平時から、換気、マスク着用等の咳エチケット、手洗い、人混みを避ける等の基本的な感染対策の普及を図る。

また、自らの感染が疑われる場合は、相談センターに連絡し指示を仰ぐことや、感染を広げないように不要不急の外出を控えること、マスクの着用等の咳エチケットを行うこと等の有事の対応等について、平時から理解促進を図る。（住民福祉部、教育文化部その他関係部局）

##### 2 各施設における感染対策の準備

（1）町内にある学校、保育施設等における感染対策について、その内容を検討し、必要な物資の備蓄等の準備を行う。（住民福祉部、教育文化部その他関係部局）

（2）町内にある高齢者施設、介護施設等における感染対策について、その内容を検討し、必要な物資の備蓄等の準備を行う。（住民福祉部）

（3）町は、避難所の運営に必要な場所や資機材を確保するとともに、有事における体制や対応を確認する。（総務部、住民福祉部）

### 第2節 初動期

#### 方向性

新型インフルエンザ等の発生時に、まん延防止対策を適切かつ迅速に講じられるよう、対策決定の判断に要する情報を収集する等、準備を進める。

また、状況によっては、国の対応を待たずして、独自の非常事態宣言を発出する等により感染拡大のスピード又はピークを抑制し、医療提供体制等の整備を図るための時間を確保するとともに、限られた体制の中で対応できるようピーク時の受診患者数や入院患者数等を減少させる。

## **対応策**

### **1 町内でのまん延防止対策の準備**

町は、国からの要請を受け、町内におけるまん延に備え、業務継続計画に基づく対応の準備を行う。（総務部、その他全部局）

### **2 独自のまん延防止対策の実施**

町は、新型インフルエンザ等の感染拡大を防止するため必要があると認めるときは、国や県の対応を待たずに、総合的な対策（感染症の特徴に応じた町民及び事業者への行動変容の呼び掛け、町内全域又はまん延が懸念される地域でのイベントの開催制限や町有施設の取扱い等）を立案し実行するなど状況に応じて柔軟かつ迅速に対応する。（住民福祉部、その他全部局）

### **3 各施設におけるまん延防止**

（１）町内にある学校、保育施設等における感染対策について、ガイドラインや対策マニュアル等に応じた対策を開始する。（住民福祉部、教育文化部、その他関係部局）

（２）町内にある高齢者施設、介護施設等における感染対策について、ガイドラインや対策マニュアル等に応じた対策を開始する。（住民福祉部）

（３）町は、感染症危機下で地震等の自然災害が発生した場合には、国や県と連携し、発生地域における状況を適切に把握するとともに避難所を運営し、必要な範囲で患者情報を県に提供するほか、必要に応じ県に避難所の運営を依頼する。（総務部、住民福祉部）

## **第３節 対応期**

### **方向性**

特措法に基づく「まん延防止等重点措置」や「緊急事態措置」による外出自粛や休業要請等の強度の高い措置を講じることも含め、医療ひっ迫を回避し、町民の生命と健康を保護するとともに、町民の生活や社会経済活動への影響を最小化するための対策を講じる。

また、対策の効果や影響を勘案しながら、感染動向、医療提供体制、ワクチンや治療薬の普及等、状況の変化に応じて、柔軟かつ機動的に対策の切替えを行う。

## **対応策**

### **1 まん延防止対策の実施**

町は県と連携し、県が実施する初動期に国及び JIHS が実施したリスク評価のほか、県内の感染症の特徴や病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）、変異の状況、感染状況、医療提供体制等を踏まえた独自のリスク評価に基づき、必要なまん延防止対策について適切かつ迅速に協力する。

なお、まん延防止対策を実施する際には、感染拡大の抑制はもとより、町民生活や社会経済活動への影響にも十分考慮し、必要最小限と考えられる措置とする。（住民福祉部）

#### **（１）基本的な感染対策に係る要請**

町民に対し、換気、マスク着用等の咳エチケット、手洗い、人混みを避ける等の基本的な感染対策、時差出勤やテレワーク、オンライン会議の活用等の取組みを勧奨し、必要に応じ、その徹底を要請する。（住民福祉部）

#### **（２）外出等に係る要請**

地域の実情に応じて、集団感染の発生施設や不特定多数の者が集まる等の感染リスクが高まる場所等への外出自粛や、都道府県間の移動自粛要請を行う。（住民福祉部）

#### **（３）施設の使用制限・停止等に係る要請**

学校等の多数の者が利用する施設を管理する者又は当該施設を使用して催物を開催する者に対する施設の使用制限（人数制限や無観客開催）や停止（休業）等の要請を行う。（住民福祉部、その他関係部局）

#### **（４）事業者や学校に対する対応**

①町は、県と連携し、必要に応じて、まん延防止等重点措置として講じる営業時間の短縮や変更等の周知やそれらの状況確認を実施する。

（企画環境経済部）

②町は、感染状況、病原体の性状等を踏まえ、必要に応じて、学校、保育施設等における感染対策の実施に資する情報提供及び共有を行う。

また、学校安全衛生法（昭和 33 年法律第 56 号）に基づく臨時休業（学級閉鎖、学年閉鎖または休校）を検討する。（教育文化部、その他関係部局）

## 2 避難所におけるまん延防止

町は、感染症危機下で地震等の自然災害が発生した場合には、初動期に引き続き、国や県と連携し、発生地域における状況を適切に把握するとともに、必要に応じ、避難所を運営に対し、必要な範囲で患者情報の提供を受けるほか、必要に応じ県に避難所の運営を要請する。（総務部、住民福祉部）

## 第4章 ワクチン

### 第1節 準備期

#### 方向性

新型インフルエンザ等の発生に備え、国、県、医師会、羽島歯科医師会、薬剤師会、卸売販売業者団体、専門家等と連携し、ワクチンの円滑な流通と接種を実現するため、必要な体制の確保に向けた準備を進める。

また、平時からワクチンの意義や制度の仕組みのほか、科学的根拠に基づく安全性及び有効性に関する情報を発信し、ワクチンに対する町民の正しい理解を促進する。

#### 対応策

##### 1 接種に必要な資材

町は、平時から予防接種に必要となる資材（表1）の確保方法等の確認を行い、接種を実施する場合に速やかに確保できるよう準備する。（住民福祉部）

表1 予防接種に必要となる可能性がある資材

| 【準備品】                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           | 【医師・看護師用物品】                                                                                                                                                                                                                                          |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <input type="checkbox"/> 消毒用アルコール綿<br><input type="checkbox"/> トレイ<br><input type="checkbox"/> 体温計<br><input type="checkbox"/> 医療廃棄物容器、針捨て容器<br><input type="checkbox"/> 手指消毒剤<br><input type="checkbox"/> 救急用品<br><br>接種会場の救急体制を踏まえ、必要な物品を準備すること。代表的な物品を以下に示す。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 血圧計等</li> <li>・ 静脈路確保用品</li> <li>・ 輸液セット</li> <li>・ 生理食塩水</li> <li>・ アドレナリン製剤、抗ヒスタミン剤、抗けいれん剤、副腎皮質ステロイド剤等の薬液</li> </ul> | <input type="checkbox"/> マスク<br><input type="checkbox"/> 使い捨て手袋（S・M・L）<br><input type="checkbox"/> 使い捨て舌圧子<br><input type="checkbox"/> 膿盆<br><input type="checkbox"/> 聴診器<br><input type="checkbox"/> ペンライト                                          |
|                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 | 【文房具類】                                                                                                                                                                                                                                               |
|                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 | <input type="checkbox"/> ボールペン（赤・黒）<br><input type="checkbox"/> 日付印<br><input type="checkbox"/> スタンプ台<br><input type="checkbox"/> はさみ                                                                                                                |
|                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 | 【会場設営物品】                                                                                                                                                                                                                                             |
|                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 | <input type="checkbox"/> 机<br><input type="checkbox"/> 椅子<br><input type="checkbox"/> スクリーン<br><input type="checkbox"/> 延長コード<br><input type="checkbox"/> 冷蔵庫／保冷バッグ・保冷剤<br><input type="checkbox"/> ワクチン保管用冷凍庫・冷蔵庫<br><input type="checkbox"/> 耐冷手袋等 |

## 2 ワクチンの供給体制

町は、県がワクチンの円滑な流通を可能とするため行う、町、県医師会、県卸売販売事業者団体、専門家等の関係者との協議の結果、以下①及び②の体制を整備することに対し、県と連携し役割分担を図る。（住民福祉部）

① 卸売販売業者、医療機関等の在庫状況等を迅速に把握することが可能な体制

② ワクチンの供給の偏在があった場合の卸売販売業者の在庫に係る融通方法

町は、実際にワクチンを供給するにあたっては、管内のワクチン配送事業者のシステムへの事前の登録が必要になる可能性があるため、随時、事業者の把握を行う。また、医療機関単位のワクチン分配量を決定する必要もあることから、関係団体、医療機関等と密に連携し、ワクチンの供給量が限定された状況に備え、ワクチンの供給量に応じた医療機関ごとの分配量を想定しておく。（住民福祉部）

## 3 特定接種の体制整備

特定接種とは、特措法第 28 条に基づき、新型インフルエンザ等が発生した場合に、医療の提供又は国民生活及び国民経済の安定に寄与する業務を行う事業者や、新型インフルエンザ等対策の実施に携わる公務員に対して行う接種をいう。

この特定接種は、基本的には住民接種よりも先に開始されるものであり特定接種の対象となり得る者に関する基準を決定するにあたっては、町民の十分な理解が得られるように、特措法上高い公益性及び公共性が認められるものでなければならない。

国は、この基本的考え方を踏まえ、対象となる登録事業者及び公務員の詳細について定めておくこととしている。

なお、特定接種については、備蓄しているプレパンデミックワクチンが有効であれば、備蓄ワクチンを用いることとなるが、発生した新型インフルエンザ等に対する有効性が低い場合には、パンデミックワクチンを用いることとなる。また、病原性が低く、特定接種を緊急的に行う必要がないと認められる場合においても、医療関係者に先行的に接種を行うこととしている。

以上を踏まえ、町は、平時から以下①及び②のとおり迅速な特定接種を実現するための準備を行う。（住民福祉部）

#### ① 登録事業者

町は、県が作成する特定接種に係る接種体制、事業継続に係る要件や登録手続等を示す登録実施要領に基づき、医療の提供又は県民生活や県民経済の安定に寄与する業務を行う事業者に対し、登録作業について周知を行う等、県が行う登録事業者の登録に協力する。

#### ② 地方公務員

登録事業者のうち特定接種の対象となり得る者への特定接種は、国が実施主体となる一方、新型インフルエンザ等対策の実施に携わる地方公務員への特定接種は、県及び町が実施主体となることから、原則として集団的な接種により接種を実施することを想定し、接種が円滑に行えるよう準備期から接種体制の構築を図る。

### 4 住民接種の体制整備

#### (1) 基本的考え方の整理

国は、新型インフルエンザ等が国民の生命及び健康に著しく重大な被害を与え、国民生活及び国民経済の安定が損なわれることのないようにするため緊急の必要があると認めるときは、基本的対処方針を変更することで、予防接種法第6条第3項の規定により臨時に行う予防接種として、対象者及び期間を定めることとしている（特措法第27条の2第1項）。

町民に接種する際の接種順位については、我が国の将来を守ること、新型インフルエンザ等による重症化や死亡を可能な限り抑えることに重点を置いた考え方があることから、事前に住民接種の接種順位に関する基本的な考え方を整理することとしている。

また、住民接種の実施主体は、町又は県とされているが、全県民を対象とする住民接種を実施する場合においては、町において接種体制を構築の上、町民の接種を実施することとし、県は必要に応じ、大規模接種会場等、補充的に接種機会を設けるという役割分担が基本となる。

以上を踏まえ、平時から以下①及び②のとおり迅速な住民接種を実現するための準備を行う。（住民福祉部）

①町は、国等の協力を得ながら、当該町の区域内に居住する者に対し、速やかにワクチンを接種するための体制の構築を図る（予防接種法第6条第3項）。

②町は、速やかに接種できるよう、国が示す接種体制の具体的なモデルや技術的な支援を活用しつつ、専門家や医師会等の医療関係者、学

校関係者等と協力し、接種の優先順位、接種に携わる医療従事者等の体制、接種の場所、接種の時期の周知や予約等の接種の具体的な実施方法について準備を進める。

なお、新型コロナにおいては、重症化リスクの大きさ、ワクチンの供給量等から、医療提供体制を確保するため医療関係者を先行し、次いで町民への接種を優先する考えに立ち、特定接種の枠組みではなく予防接種法の臨時接種の特例として、①医療従事者、②高齢者、③高齢者以外で基礎疾患を有する者等、④それ以外の者に順次接種を行った。

## (2) 接種対象者数

町は、医療従事者や高齢者施設の従事者、高齢者等の接種対象者数を推計（表2）しておく等、住民接種のシミュレーションを行う。また、高齢者支援施設等の入所者など、接種会場での接種が困難な者が接種を受けられるよう、町の介護保険部局、障害保健福祉部局、衛生部局等が連携し、これらの者への接種体制を検討すること。（住民福祉部）

表2 接種対象者の試算方法の考え方

| 住民接種対象者試算方法           |                                     |    | 令和7年4月1日現在                           |
|-----------------------|-------------------------------------|----|--------------------------------------|
| 総人口                   | 人口統計（総人口）                           | A  | 21,844人                              |
| 基礎疾患のある者              | 対象地域の人口の7%                          | B  | 1,529人                               |
| 妊婦                    | 母子健康手帳届出数                           | C  | 147人                                 |
| 幼児                    | 人口統計（1-6歳未満）                        | D  | 786人                                 |
| 乳児                    | 人口統計（1歳未満）                          | E1 | 171人                                 |
| 乳児保護者※                | 人口統計（1歳未満）×2<br>乳児の両親として、対象人口の2倍に相当 | E2 | 342人                                 |
| 小学生・<br>中学生・<br>高校生相当 | 人口統計<br>（6歳-18歳未満）                  | F  | 2,211人                               |
| 高齢者                   | 人口統計（65歳以上）                         | G  | 5,968人                               |
| 成人                    | 対象地域の人口統計から<br>上記の人数を除いた人数          | H  | 10,690人<br>A-<br>(B+C+D+E1+E2+F+G)=H |

※乳児（1歳未満の者）が接種不可の場合、その保護者を接種対象者として試算する。

## (3) 医師、看護師等の医療従事者の確保

町は、医療従事者の確保について、接種方法（集団的接種個別接種）や会場の数、開設時間の設定等により、必要な医療従事者の数や期間が異なることから、接種方法等に応じ、必要な医療従事者数を算定する。

特に、接種対象者を1か所に集めて実施する集団的接種においては、多くの医療従事者が必要であることから、町は、医師会等の協力を得てその確保を図り、個別接種、集団的接種いずれの場合も、医師会や医療機関等との協力の下、接種体制が構築できるよう、事前に合意を得る。（住民福祉部）

#### （４）接種場所の確保

町は、接種場所の確保について、各接種会場の対応可能人数等を推計するほか、各接種会場について、受付場所、待合場所、問診を行う場所、接種を実施する場所、経過観察を行う場所、応急処置を行う場所、ワクチンの保管場所及び調剤（調製）場所、接種の実施に当たる人員の配置のほか、接種会場の入口から出口の導線に交差がなく、かつそれぞれの場所で滞留が起こらないよう配置を検討する。また、調製後のワクチンの保管では室温や遮光など適切な状況を維持できるよう配慮する。

なお、医師及び看護師の配置については自らが直接運営するほか、医師会等と委託契約を締結し、当該医師会等が運営を行う。（住民福祉部）

#### （５）広域的な取り組みの構築

町は、円滑な接種の実施のため、システムを活用して全国の医療機関と委託契約を結ぶ等、居住地以外の地方公共団体における接種を可能にするよう取り組みを進める。（住民福祉部）

### 5 情報提供及び共有

#### （１）住民への対応

町は、予防接種の意義や制度の仕組み等についての啓発を行うとともに、新型インフルエンザ等対策におけるワクチンの役割や有効性及び安全性、供給体制や接種体制、接種対象者、接種順位の在り方、接種後の副反応や健康被害等の情報についてホームページやSNS等を通じて情報提供及び共有を行い、正しい理解を促す。（住民福祉部）

#### （２）町における対応

町は、定期の予防接種の実施主体として、医師会等の関係団体との連携の下、適正かつ効率的な予防接種の実施、健康被害の救済及び町民への情報提供等を行う。（住民福祉部）

### (3) 衛生部局以外の分野との連携

町の衛生部局は、予防接種施策の推進に当たり、医療関係者及び衛生部局以外の分野、具体的には労働部局、介護保険部局、障害保健福祉部局及び教育委員会との連携に努める。(総務部、企画環境経済部、教育文化部、その他関係部局)

## 6 訓練の実施

町は、医師会等の関係者と連携し、特定接種及び住民接種に必要な人員、会場、資材等を含めた接種体制の構築に必要な訓練を平時から行う。(住民福祉部)

## 7 DXの推進

①町は、町が活用する予防接種関係のシステム(健康管理システム)が、国が整備するシステム基盤と連携することで、予防接種事務のデジタル化が実現されるよう、国が示す当該システムに関する標準仕様書に沿って、当該システムの整備を行う。(住民福祉部)

②町は、接種対象者を特定の上、国が整備するシステム基盤に接種対象者を登録することで、接種勧奨を行う場合に、システムを活用して接種対象者のスマートフォン等に通知できるよう準備を進める。ただし、電子的に通知を受けることができない者に対しては、紙の接種券等を送付する。(住民福祉部)

③町は、予防接種事務のデジタル化に対応する医療機関を町民が把握できるよう、また、マイナンバーカードを活用して電子的に予診票情報の登録等を行った接種対象者が、予防接種事務のデジタル化に対応できていない医療機関に来院する等のミスマッチが生じないよう環境整備に取り組む。(住民福祉部)

## 第2節 初動期

### 方向性

国及び県からワクチンの供給量や接種の実施方法、必要な予算措置等の情報を早期に収集するとともに、準備期の計画に基づき、県、医療機関、関係団体、専門家等と連携し、円滑な接種体制の構築に向け、必要な準備を進める。具体的には、接種に要する人員、会場、資機材等を確保するとともに、医師や看護師、薬剤師等の医療従事者に対し、必要な協力の要請を検討する。

### 対応策

#### 1 接種体制

##### (1) 接種体制の構築

町は、準備期において調整した接種会場の日程を確保し、配置や導線等を確認する。町は、特定接種又は住民接種の実施を見据え、準備期の計画に基づき接種会場や接種に携わる医療従事者等の確保等、接種体制の構築を進める。また、町は、予防接種を行うため必要があると認めるときは、医師会、看護協会、薬剤師会等と連携し、医療関係者に対して接種に携わる医療従事者の確保のため必要な協力の要請又は指示を行う（特措法第31条第3項及び第4項）。（住民福祉部）

##### (2) ワクチンの接種に必要な資材

町は、準備期において必要と判断した資材について適切に確保する。（住民福祉部）

#### 2 情報収集及び共有

##### (1) 予防接種に関する情報収集及び提供

町は、ワクチンやその接種会場や接種対象者等の予防接種に関する情報について町民に情報提供を行う。また、ワクチンの供給量、接種の実施方法、必要な予算措置等の情報を早期に県より収集し、関係団体等と共有する。（住民福祉部）

##### (2) 町以外での接種会場の情報提供

町以外での接種会場が設けられた場合、接種会場や予約の方法等接種機会について町民に情報提供を行う。（住民福祉部）

### 3 特定接種

接種には多くの医療従事者の確保が必要となることから、町は、接種体制を構築するため医師会等の協力を得て、その確保を図る。また、町は、接種体制を構築する登録事業者に対して、医療従事者の確保に向けて医師会等の調整が得られるよう県による必要な支援を受ける。（住民福祉部）

### 4 住民接種

#### （１）接種予定数の把握及び必要資材の準備

①町は、目標となる接種ペースに応じた接種を速やかに開始できるよう、住民基本台帳に基づく人口や年齢等の情報、接種記録等を管理するシステム基盤等を通じて接種予定数の把握を行い、接種の勧奨方法や予約の受付方法について検討するとともに、接種に必要な資材等の確保に向けた調整を開始する。（住民福祉部）

②接種の準備に当たっては、予防接種業務所管部署の平時の体制で想定している業務量を大幅に上回る業務量が見込まれるため、組織・人事管理などを担う部署も関与した上で、全庁的な実施体制の確保を行う。（総務部）

#### （２）必要な業務の明確化と人員の確保

①予防接種を実施するために必要な業務を洗い出し、各業務の担当部門を決定した上で、それぞれの業務について、必要な人員数の想定、個人名入り人員リストの作成、業務内容に係る事前の説明の実施、業務継続が可能なシフトの作成等を行い、業務の優先順位及び内容に応じて必要な人員の確保並びに配置を行う。（住民福祉部）

②予防接種の円滑な推進を図るためにも、県の保護施設担当部局及び福祉事務所、町の介護保険部局、障害保健福祉部局及び衛生部局が連携し行うこと（調整を要する施設等及びその被接種者数を介護保険部局や障害保健福祉部局又は県の保護施設担当部局及び福祉事務所が中心に取りまとめ、接種に係る医師会等の調整等は衛生部局と連携し行うこと等）を検討する。

③接種会場のスタッフ、コールセンター、データ入力等の業務については積極的に外部委託するなどにより業務負担の軽減も検討する。（住民福祉部）

### **(3) 各種団体等との具体的体制の協議**

①接種が円滑に行われるよう、地域の実情に応じて、医師会、近隣地方公共団体、医療機関、健診機関等と接種実施医療機関の確保について協議を行う。その際、あわせて、接種実施医療機関等において、診療時間の延長や休診日の接種等も含め、多人数への接種を行うことのできる体制を確保するほか、必要に応じ、福祉健康センター、学校など公的な施設等の医療機関以外の会場等を活用し、医療機関等の医師、看護師等が当該施設等において接種を行うことについても協議を行う。(住民福祉部)

②接種には多くの医療従事者の確保が必要となることから、町は、医師会等の協力を得て、その確保を図る。(住民福祉部)

### **(4) 福祉施設等での接種体制の構築**

町は、高齢者支援施設、社会福祉施設等に入所中の者など、接種会場での接種が困難な者が接種を受けられるよう、町又は県の介護保険部局等、医師会等の関係団体と連携し、接種体制を構築する。(住民福祉部)

### **(5) 接種の具体的実施**

①町は、医療機関等以外の臨時の接種会場を設ける場合は、当該接種会場の運営方法を検討することとし、医療従事者以外の運営要員の確保を進める。

②臨時の接種会場を設ける場合は、当該接種会場において、ワクチンの配送や予約管理、マイナンバーカードを活用した接種対象者の本人確認等の予防接種事務のデジタル化が実現されるよう、当該接種会場をシステム基盤に登録するほか、必要な設備の整備等の手配を行う。(住民福祉部)

③医療機関等以外の臨時の接種会場を設ける場合は、医療法に基づく診療所開設の許可・届出を行う。また、接種方法や会場の数、開設時間枠の設定により、必要な医師数や期間が異なることから、地域の実情に合わせて、必要な医療従事者数を算定する。なお、具体的な医療従事者等の数の例としては、予診・接種に関わる者として、予診を担当する医師1名、接種を担当する医師又は看護師1名、薬液充填及び接種補助を担当する看護師又は薬剤師等1名を1チームとすることや接種後の状態観察を担当する者を1名おくこと(接種後の状態観察を担当する者は可能であれば看護師等の医療従事者が望ましい。)、その他、検温、受付、記録、誘導・案内、予診票確認、接種済

証の発行などについては、事務職員等が担当することなど体制について検討する。(住民福祉部)

## (6) 緊急対応の備え

①接種会場での救急対応については、被接種者にアナフィラキシーショックやけいれん等の重篤な副反応がみられた際に、応急治療ができるための救急処置用品として、例えば、血圧計、静脈路確保用品、輸液、アドレナリン製剤、抗ヒスタミン剤、抗けいれん剤、副腎皮質ステロイド剤等の薬液等が必要であることから、薬剤購入等に関してはあらかじめ医師会等と協議の上、物品や薬剤の準備を行うとともに、常時対応が可能となるよう、救急処置用品について適切な管理を行う。(住民福祉部)

②実際に重篤な副反応が発生した場合、発症者の速やかな治療や搬送に資するよう、あらかじめ、会場内の従事者について役割を確認するとともに、地域の医療関係者や消防機関の協力を得ながら、地域の医療機関との調整を行い、搬送先となる接種会場近傍の二次医療機関等を選定して、地域の医療関係者や消防機関と共有することにより、適切な連携体制を確保する。(住民福祉部)

## (7) 物資の調達

①町が必要な物資(表3)を調達できるよう、あらかじめ取引のある医療資材会社と情報交換を行う等の具体的に事前の準備を進める。具体的に必要物品としては、以下のようなものが想定されるため、会場の規模やレイアウトを踏まえて必要数等を検討する。(住民福祉部)

表 3 接種会場において必要と想定される物品

| 【準備品】                                                                                                                                                                                                                                                                                         | 【医師・看護師用物品】                                                                                                                                                                                                                                          |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <input type="checkbox"/> 消毒用アルコール綿<br><input type="checkbox"/> トレイ<br><input type="checkbox"/> 体温計<br><input type="checkbox"/> 医療廃棄物容器、針捨て容器<br><input type="checkbox"/> 手指消毒剤<br><input type="checkbox"/> 救急用品<br>接種会場の救急体制を踏まえ、必要な物品を準備すること。代表的な物品を以下に示す。<br>・ 血圧計等<br>・ 静脈路確保用品<br>・ 輸液セット | <input type="checkbox"/> マスク<br><input type="checkbox"/> 使い捨て手袋（S・M・L）<br><input type="checkbox"/> 使い捨て舌圧子<br><input type="checkbox"/> 膿盆<br><input type="checkbox"/> 聴診器<br><input type="checkbox"/> ペンライト                                          |
| 【文房具類】                                                                                                                                                                                                                                                                                        |                                                                                                                                                                                                                                                      |
| <input type="checkbox"/> ボールペン（赤・黒）<br><input type="checkbox"/> 日付印<br><input type="checkbox"/> スタンプ台<br><input type="checkbox"/> はさみ                                                                                                                                                         |                                                                                                                                                                                                                                                      |
| 【会場設営物品】                                                                                                                                                                                                                                                                                      |                                                                                                                                                                                                                                                      |
| ・ 生理食塩水<br>・ アドレナリン製剤、抗ヒスタミン剤、抗けいれん剤、副腎皮質ステロイド剤等の薬液                                                                                                                                                                                                                                           | <input type="checkbox"/> 机<br><input type="checkbox"/> 椅子<br><input type="checkbox"/> スクリーン<br><input type="checkbox"/> 延長コード<br><input type="checkbox"/> 冷蔵庫／保冷バッグ・保冷剤<br><input type="checkbox"/> ワクチン保管用冷凍庫・冷蔵庫<br><input type="checkbox"/> 耐冷手袋等 |

②アルコール綿、医療廃棄物容器等については、原則として全て町が準備するが、事前にその全てを準備し備蓄することが困難な場合、医師会等から一定程度持参してもらおう等、あらかじめ事前に協議を行う。

③感染性産業廃棄物が運搬されるまでに保管する場所は、周囲に囲いを設け、当該廃棄物の保管場所である旨等を表示した掲示板を掲げること等の必要な措置を講じる。その他、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45

年法律第 137 号) の基準を遵守する。また、廃棄物処理業者と収集の頻度や量等について調整する。(住民福祉部)

④感染予防の観点から、接種経路の設定に当たっては、ロープなどにより進行方向に一定の流れをつくることや、予診票の記入漏れや予防接種の判断を行うに際し、接種の流れが滞ることがないように配慮する。また、会場の確保については、被接種者が一定の間隔を取ることができるように広い会場を確保することや要配慮者への対応が可能なように準備を行う。(住民福祉部)

## 5 町民からの相談対応の準備

国及び県の準備状況を確認しつつ、必要に応じて、町民からの相談に対応するための体制について検討する。(住民福祉部)

## 第3節 対応期

### 方向性

県、関係団体、専門家等と協議の上、ワクチンの接種方針を決定し、初動期に確保した接種体制によりワクチンの接種を実施する。この際、実際の供給量や医療従事者等の確保状況等を踏まえ、随時、接種方針の見直しを行い、柔軟な運用が可能な体制を維持する。

また、ワクチンの有効性や安全性に加え、副反応や健康被害等の情報を町民に分かりやすく伝えとともに、副反応等への相談及び診療体制の確保、健康被害に対する速やかな救済に向けた支援を行う。

### 対応策

#### 1 ワクチン等の必要な資材の供給

①町は、国の要請及び県の指示のもと、準備期に整備した体制を基にワクチン等を円滑に流通できる体制を確保する。(予防接種法第6条)(住民福祉部)

②町は、国からの要請を受け、町に割り当てられたワクチンの範囲で接種会場である医療機関等における接種可能量に応じ、割り当てを行う。(住民福祉部)

③町は、ワクチンの供給に滞りや偏在等が生じた場合には、県関係者に相談、聴取や調査等を行うよう要請し、偏在を調整し、市町村間で融通を行う。(住民福祉部)

## 2 接種体制

①県が開催する協議会に参加し、ワクチン供給が限られている場合における供給方針、接種の優先順位等の接種方針をもとに、町の接種体制、接種の優先順位等の方針を定める。(住民福祉部)

②町は、初動期に整備した接種体制に基づき接種を進め、流行株が変異し、追加接種の必要がある場合は、混乱なく円滑に接種を実施できるよう医療機関等と連携して、接種体制の継続的な整備に努める。(住民福祉部)

## 3 情報提供及び共有

### (1) 予防接種に関する情報提供

町は、システムを通じて収集した接種記録を元に、接種回数等についてホームページ等で公表することを検討するとともに、県に対しても早期に情報提供及び共有を進める。(住民福祉部)

町は、接種会場や接種対象者等の予防接種に関する情報について、町民に情報提供を行う。その際において、「接種の目的や優先接種の意義等を分かりやすく伝える」、「ワクチンの有効性及び安全性についての情報をできる限り公開する」、「接種の時期、方法など、町民一人一人がどのように対応すべきか、分かりやすく伝える」ことに留意する。

① 町が実施する予防接種に係る情報（接種日程、会場、副反応疑い報告や健康被害救済申請の方法等）に加え、国が情報提供及び共有する予防接種に係る情報について町民へ周知し共有を行う。(住民福祉部)

② 町は、地域における接種に対応する医療機関の情報、接種の状況、各種相談窓口等の必要な情報提供を行う。(住民福祉部)

③ パンデミック時には、特定接種及び住民接種に関する広報を推進する必要がある一方で、定期の予防接種の接種率が低下し、定期の予防接種の対象疾病のまん延が生じないようにする必要があることから、町は、引き続き定期の予防接種の必要性等の周知に取り組む。(住民福祉部)

## (2) 県単位で接種会場を設けた場合の情報提供

町は、県単位で接種会場が設置された場合の接種会場や予約方法等、県から提供される情報について町民に提供する。(住民福祉部)

## (3) 接種に係る対応

町は、具体的な接種の進捗状況や、ワクチンの有効性及び安全性に関する情報、町が設置するワクチン接種の問合せに対応するコールセンターについて、町民に情報提供を行い、基本的な相談に応じる。(住民福祉部)

## 4 特定接種

国が、発生した新型インフルエンザ等に関する情報や社会情勢等を踏まえ、医療の提供並びに国民生活及び国民経済の安定を確保するため緊急の必要があると認め、特定接種を実施することを決定した場合において、町は、国及び県と連携し、国が定めた具体的運用に基づき、新型インフルエンザ等対策の実施に携わる地方公務員の対象者に集団的な接種を行うことを基本として、本人の同意を得て特定接種を行う。(住民福祉部)

## 5 住民接種

### (1) 予防接種体制の確保

町は、新型インフルエンザ等の特性を踏まえ、全ての町民が速やかに接種を受けられるよう、準備期及び初動期に整理し構築した接種体制に基づき、具体的な接種体制を確保する。(住民福祉部)

① 町は、厚生労働省からの要請を受けて、ワクチンの流通、需要量及び供給状況の把握し、接種開始後はワクチン等の使用実績等を踏まえ、特定の医療機関等に接種を希望する者が集中しないようにワクチンの割り当て量の調整を行う。

② 町は、厚生労働省からの要請を受けて、ワクチンの範囲内で、接種実施医療機関等の接種可能量等に応じて割り当てを行う。

③ 町は、厚生労働省からの要請を受けて、ワクチンの供給に滞りや偏在等が生じた場合には、それらの問題を解消するために、町の在庫状況を含む偏在等の状況を把握した上で、県を中心に地域間の融通等を行う。なお、ワクチンの供給の滞りや偏在等については、特定の製品を指定することが原因であることが少なからずあるため、他の製品を活用すること等も含めて地域間の融通等もあわせて行う。

## (2) 接種の開始

町は、接種体制が確保でき次第、予約受付体制を構築し、接種を開始する。(住民福祉部)

- ① 町は、国からの要請を受けて、準備期及び初動期に整理し構築した接種体制に基づき、具体的な接種体制の構築を進める。
- ② 町は、接種状況等を踏まえ、接種の実施会場の追加等を検討する。
- ③ 町は、各会場において予診を適切に実施するほか、医療従事者や誘導のための人員、待合室や接種場所等の設備、接種に要する資材（副反応の発生に対応するためのものを含む。）等を確保する。
- ④ 町は、発熱等の症状を呈している等の予防接種を行うことが不適当な状態にある者については、接種会場に赴かないよう広報等により周知すること、及び接種会場において掲示等により注意喚起すること等により、接種会場における感染対策を図る。また、医学的ハイリスク者に対するワクチン接種については、接種に係るリスク等も考慮して、接種を実施する場合であっても、予診及び副反応に関する情報提供をより慎重に行う。
- ⑤ 医療従事者、医療機関に入院中の患者、在宅医療を受療中の患者については、基本的に当該者が勤務する、あるいは当該者の療養を担当する医療機関等において接種を行う。ただし、在宅医療を受療中の患者や、高齢者支援施設等に入居する者であって、当該医療機関における接種が困難な場合、訪問による接種も考える。
- ⑥ 町は、高齢者支援施設、社会福祉施設等に入所中の者など、接種会場での接種が困難な者が接種を受けられるよう、町の介護保険部局等、医師会等の関係団体と連携し、接種体制を確保する。

## (3) 接種に関する情報提供及び共有

- ① 町は、予約受付体制を構築し、接種を開始するとともに、国からの要請を受けて、国に対し、接種に関する情報提供及び共有を行う。(住民福祉部)
- ② 町が行う接種勧奨については、整備された情報基盤を介して、接種対象者のマイナポータルアプリ等がインストールされたスマートフォン等に通知

する。スマートフォン等の活用が困難な方に対しては、紙の接種券を発行すること等により接種機会を逸することのないよう対応する。(住民福祉部)

③ 接種会場や接種開始日等について、スマートフォン等に対して電子的に接種対象者に通知するほか、ウェブサイトや SNS を活用して周知することとする。なお、電子的に情報を収集することが困難な方に対しては、情報誌への掲載等、紙での周知を実施する。(住民福祉部)

#### (4) 接種体制の拡充

町は、感染状況を踏まえ、必要に応じて福祉健康センター等を活用した医療機関以外の接種会場の増設等を検討する。また、高齢者施設等の入所者等の接種会場での接種が困難な者が接種を受けられるよう、町の介護保険部局等や医師会等の関係団体と連携し、接種体制を確保する。(住民福祉部)

#### (5) 接種記録の管理

町は、接種誤りを防止するため他の地方公共団体での接種歴を確認するなどにより、また、接種を受けた者が当該接種に係る記録を閲覧できるよう、準備期に整備したシステムを活用し、接種記録の適切な管理を行う。(住民福祉部)

#### (6) 健康被害救済

予防接種法に基づく予防接種により健康被害が生じた場合は、被接種者等からの申請に基づき、審査会において予防接種と健康被害との因果関係について審査を行い、その結果に基づき給付が行われる。給付の実施主体は、特定接種の場合はその実施主体、住民接種の場合は町となる。

住民接種の場合、接種した場所が住所地以外でも、健康被害救済の実施主体は、予防接種法第 15 条第 1 項に基づき、健康被害を受けた者が接種時に住民票を登録していた市町村となる。(住民福祉部)

①町は、国から提供される「ワクチンの副反応疑い報告医師又は医療機関が独立行政法人医薬品医療機器総合機構（PMDA）に行う副反応疑い報告」により、管内の実態を把握する。

②町は、コールセンターを通じて、接種後の副反応や健康被害に関する問い合わせに対応する。

③町は、副反応や健康被害への相談及び診療が可能な専門的な医療機関について、その情報を町民に周知する等、健康被害に対する速やかな救済に向けた支援を行う。

④町は、予防接種の実施により健康被害が生じたと認定した者について、速やかに救済を受けられるように、制度を周知するとともに、県を介して申請書を進達する。

⑤町は、健康被害に関する手続き等が円滑に行われるよう、予防接種健康被害調査委員会の円滑な運営について県に必要な支援を求める。

## 第5章 保健

### 第1節 準備期

#### 方向性

町は、新型インフルエンザ等の発生や地域における医療提供状況等の情報収集体制を平時から構築する。国、県、町、医療機関等の関係機関及び専門職能団体との役割分担及び連携体制において、それぞれが求められる業務に必要な体制を確保できるよう、平時からの研修、訓練並びに物資の備蓄等を行うことにより、有事に感染症のみならず、感染拡大時にも感染症対応業務を着実に継続及び遂行し、地域保健対策を継続して実施する。

#### 対応策

##### 1 研修・訓練等を通じた人材育成及び連携体制の構築

###### (1) 関係機関との連携体制の構築

町は、新型インフルエンザ等の発生に備え、県が設置する会議体等を活用し、平時から県及び保健所のみならず、他の市町、医療機関、消防機関等の関係機関、医師会等の専門職能団体等と意見交換や必要な調整等を通じ、連携を強化する。

###### (2) 消防本部による患者等の搬送

町は、新型インフルエンザ等の患者の搬送について、県や関係機関と連携して、消防本部による患者等の搬送が可能な体制を整備する。

##### 2 地域における情報提供及び共有、リスクコミュニケーション等

町は、有事において、情報共有にあたって配慮が必要な者（高齢者、子ども、日本語能力が十分でない外国籍の方、視覚や聴覚等が不自由な方等）に対しても、適時適切に情報共有等ができるよう、平時における感染症情報の共有等にあたっても、県や医療機関と連携し、適切に配慮する。

### 第2節 対応期

#### 方向性

新型インフルエンザ等の発生時には、予防計画及び健康危機対処計画や準備期に整理した行政、医療機関等の関係機関、専門職能団体との役割分担・連携体制に基づき、それぞれが求められる業務に必要な体制を確保し、地域におい

て、保健所が中心となり感染症対応業務を着実に遂行することで、町民の生命及び健康を保護する。

## **対応策**

### **1 健康観察及び生活支援**

#### **(1) 健康観察及び生活支援**

- ①町は、県及び保健所が実施する健康観察に協力する。(住民福祉部)
- ②町は、県及び保健所の要請に応じ、当該患者やその濃厚接触者に関する情報等を共有し、食事の提供等の当該患者やその濃厚接触者が日常生活を営むために必要なサービスの提供又はパルスオキシメーター等の物品の支給に努める。(住民福祉部)

### **2 消防本部による患者の搬送**

町は、新型インフルエンザ等の患者の搬送について、県や関係機関と連携して、消防本部による患者の搬送を実施する。

### **3 情報提供及び共有、リスクコミュニケーション等**

町は、情報発信等にあたって配慮が必要な者（高齢者、子ども、日本語能力が十分でない外国籍の方、視覚や聴覚等が不自由な方等）のニーズに応えられるよう、県や医療機関と連携の上、適切な配慮をしつつ、理解しやすい内容や方法で、感染症対策等について周知及び広報等を行う。

## 第6章 物資

### 第1節 準備期

#### 方向性

感染症対策物資等は、有事に、検疫、医療、検査等を円滑に実施するために欠かせないものである。

そのため、町は、県が示す備蓄水準の物資を計画的に備蓄するとともに、協定締結医療機関における必要な物資の備蓄が進むよう、定期的に備蓄状況を確認しながら、備蓄に必要な設備等の支援を行い、有事に必要な感染症対策物資等が確保できるようにする。

また、協定締結医療機関以外の医療機関や福祉施設に対しても、可能な限り必要な物資の備蓄の呼び掛けを行う。

#### 対応策

##### 1 物資等の備蓄

①町は、その所掌事務又は業務に係る新型インフルエンザ等対策の実施に必要な感染症対策物資等を備蓄するとともに、定期的に備蓄状況等を確認する（特措法第10条）。なお、上記の備蓄については、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第49条の規定による物資及び資材の備蓄と相互に兼ねることができる。（住民福祉部）

②町は、感染症対策物資等のうち、国が定める個人防護具について必要となる備蓄品目や備蓄水準\*を踏まえて計画的に備蓄する。（住民福祉部）

\*医療用（サージカル）マスク、N95マスク、アイソレーションガウン、フェイスシールド、非滅菌手袋の物資の初動1か月分

③町は、国及び県からの要請を受けて、最初に感染者に接触する可能性のある救急隊員等の搬送従事者のための個人防護具の備蓄を進める。（総務部）

## 第2節 対応期

### 方向性

感染症対策物資等の不足により、町民の生命及び健康への影響が生じることが防ぐことが重要であり、町は、県と連携して必要な感染症対策物資等を確保及び備蓄状況の確認を行う。

### 対応策

#### 1 物資等の備蓄状況の確認

町は、新型インフルエンザ等の特徴も踏まえた必要な感染症対策物資等の備蓄し配置状況を随時確認する。(住民福祉部)

#### 2 備蓄物資等の供給に関する相互協力

町は、インフルエンザ等緊急事態において、必要な物資及び資材が不足するときは、県と連携し近隣の地方公共団体や関係機関等が備蓄する物資及び資材を互いに融通する等、物資及び資材の供給に関し相互に協力するよう努める。(住民福祉部)

## 第7章 町民の生活及び地域経済の安定の確保

### 第1節 準備期

#### 方向性

新型インフルエンザ等の発生時には、まん延防止に関する措置により町民生活及び社会経済活動に大きな影響が及ぶ可能性がある。

そのため、町は、自ら必要な準備を行いながら、事業者や町民に対し、適切な情報提供及び共有を行い、必要な準備を行うことを勧奨するとともに、町民生活及び社会経済活動の安定確保及び影響の最小化のために必要となる支援について、その手続きや仕組みを構築する。その際、DXを推進し、正確に、また迅速かつ効率的に処理できる方法を検討しておく。

#### 対応策

##### 1 情報共有体制の整備

町は、新型インフルエンザ等対策の実施に当たり、関係機関等との連携や内部部局間での連携のため必要となる情報共有体制を整備する。(住民福祉部、その他全部局)

##### 2 支援の実施に係る仕組みの整備

町は、新型インフルエンザ等の発生時の支援の実施に係る行政手続や支援金等の給付、交付等について、DXを推進し、適切な仕組みを速やかに整備する。その際は、高齢者やデジタル機器に不慣れな方、外国籍の方等も含め、支援対象に迅速かつ網羅的に情報が届くようにする。(住民福祉部、その他全部局)

##### 3 物資及び資材の備蓄

町は、町行動計画又は町地域防災計画に基づき、備蓄する感染症対策物資等(第6章物資)に加え、その所掌事務又は業務に係る新型インフルエンザ等対策の実施に当たり、必要な食料品や生活必需品等を備蓄する。

なお、上記の備蓄については、災害対策基本法第49条の規定による物資及び資材の備蓄と相互に兼ねることができる。(住民福祉部、その他全部局)

町は、事業者や町民に対し、新型インフルエンザ等の発生に備え、マスクや消毒薬等の衛生用品、食料品や生活必需品等の備蓄を行うことを勧奨する。(住民福祉部、その他全部局)

#### 4 生活支援を要する者への支援等の準備

町は、国からの要請を受けて、新型インフルエンザ等の発生時における、高齢者、障がい者等の要配慮者等への生活支援（見回り、介護、訪問診療、食事の提供等）、搬送、死亡時の対応等について、県と連携し要配慮者の把握とともにその具体的手続を決めておく。（住民福祉部）

#### 5 火葬能力等の把握、火葬体制の整備

町は、県と連携し、火葬場の火葬能力及び一時的に遺体を安置できる施設等について把握、並びに検討を行い、火葬又は埋葬を円滑に行うための体制を整備する。（企画環境経済部、住民福祉部）

### 第2節 初動期

#### 方向性

町は、新型インフルエンザ等の発生に備え、必要な対策の準備等を行い、事業者や町民に対し、事業継続や感染対策等の準備等を呼び掛ける。

また、新型インフルエンザ等が発生した場合には、経済、観光、教育等の関係者との意見交換を通じ、各方面の現状やニーズを考慮した上で、対策の方向性や支援内容を検討し、町民生活及び社会経済活動の安定の確保に向けた必要な準備を講じる。

#### 対応策

##### 1 遺体の火葬・安置

町は、県を通じての国からの要請を受けて、火葬場の火葬能力の限界を超える事態が起こった場合に備え、一時的に遺体を安置できる施設等の確保ができるよう準備を行う。（住民福祉部）

### 第3節 対応期

#### 方向性

町は、準備期での対応を基に、町民生活及び社会経済活動の安定を確保するための取組みを実行に移す。

また、新型インフルエンザ等のまん延防止に関する措置により生じた影響を緩和し、町民生活及び社会経済活動の安定を確保するため、町民及び事業者に対し、必要な支援を行う。その際、経済、観光、教育等の関係者との意見交換

を通じ、各方面の現状やニーズを考慮した上で、対策の方向性や支援内容を検討する。

指定地方公共機関は、新型インフルエンザ等の発生時において、新型インフルエンザ等対策の実施や自らの事業を継続することにより、町民生活及び社会経済活動の安定の確保に努める。

## **対応策**

### **1 町民生活の安定の確保を対象とした対応**

#### **(1) 心身への影響に関する施策**

町は、新型インフルエンザ等及び新型インフルエンザ等のまん延防止に関する措置により生じ得る心身への影響を考慮し、必要な施策（自殺対策、メンタルヘルス対策、孤独・孤立対策、高齢者のフレイル予防、こどもの発育発達に関する影響への対応等）を講ずる。（住民福祉部）

#### **(2) 生活支援を要する者への支援**

町は、国からの要請を受けて、高齢者、障がい者等の要配慮者等が必要に応じ生活支援（見回り、介護、訪問診療、食事の提供等）、搬送、死亡時の対応等を行う。（住民福祉部）

#### **(3) 教育及び学びの継続に関する支援**

町は、新型インフルエンザ等対策として、学校の使用の制限やその他長期間の学校の臨時休業の要請等がなされた場合は、必要に応じ、教育及び学びの継続に関する取組み等の必要な支援を行う。（教育文化部）

#### **(4) 事業者のサービス水準に係る町民への周知**

町は、事業者のサービス提供水準に係る状況の把握を開始し、必要に応じて、町民に対し、新型インフルエンザ等の感染拡大時にサービス提供水準が相当程度低下する可能性があることについて周知し、理解を得るよう努める。（住民福祉部、その他関係部局）

#### **(5) 生活関連物資等の価格の安定等**

①生活及び経済の安定のために、物価の安定及び生活関連物資等の適切な供給を図る必要があることから、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また、買占め及び売惜しみが生じないよう、調査及び監視をするとともに、必

要に応じ、関係機関等に対して供給の確保や便乗値上げの防止等の要請を行う。(企画環境経済部、その他関係部局)

②生活関連物資等の需給及び価格動向や実施した措置の内容について、町民への迅速かつ的確な情報共有に努めるとともに、必要に応じ、町民からの相談窓口及び情報収集窓口の充実を図る。(企画環境経済部、その他関係部局)

③生活関連物資等の価格の高騰又は供給不足が生じ、又は生じるおそれがあるときは、町行動計画に基づき、適切な措置を講ずる。(企画環境経済部、その他関係部局)

④新型インフルエンザ等緊急事態において、国民生活との関連性が高い物資若しくは役務又は国民経済上重要な物資若しくは役務の価格の高騰又は供給不足が生じ、又は生じるおそれがあるときは、生活関連物資等の買占め及び売惜しみに対する緊急措置に関する法律(昭和48年法律第48号)、国民生活安定緊急措置法(昭和48年法律第121号)、物価統制令(昭和21年勅令第118号)その他の法令の規定に基づく措置その他適切な措置を講ずる(特措法第59条)。(企画環境経済部、その他関係部局)

## (6) 埋葬・火葬の特例等

①可能な限り火葬場の火葬炉を稼働する。(企画環境経済部)

②区域内で火葬を行うことが困難と判断された近隣市町村に対して広域火葬の応援及び協力を行う。(企画環境経済部)

③死亡者が増加し、火葬能力の限界を超えることが明らかになった場合には、一時的に遺体を安置する施設等を直ちに確保する。あわせて町は、遺体の保存作業のために必要となる人員等を確保する。(住民福祉部、その他関係部局)

④万が一、臨時遺体安置所において収容能力を超える事態となった場合には、町は、臨時遺体安置所の拡充について早急に措置を講ずるとともに、県から火葬場の火葬能力について最新の情報を得て、円滑に火葬が行われるよう努める。(住民福祉部、その他関係部局)

⑤遺体の搬送作業及び火葬作業に従事する者と連携し、円滑な火葬が実施できるよう努めるものとする。また、火葬場の火葬能力に応じて、臨時遺体安置所として準備している場所を活用した遺体の保存を適切に行うものとする。(住民福祉部、その他関係部局)

⑥新型インフルエンザ等緊急事態において、埋葬又は火葬を円滑に行うことが困難となった場合において、公衆衛生上の危害の発生を防止するため緊急の必要があるときは、厚生労働大臣が定める地域や期間においてはいずれの市町村においても埋火葬の許可を受けられるとともに、公衆衛生上の危害を防止するために特に緊急の必要があると認められるときは埋火葬の許可を要しない等の特例が設けられるので、町は、当該特例に基づき埋火葬に係る手続を行う。(住民福祉部)

## 2 社会経済活動の安定の確保を対象とした対応

### (1) 事業継続に向けた要請

①町は、県から要請がある場合、事業者に対し、従業員の健康管理を徹底するとともに、事業所や職場における感染防止対策の実施を要請する。(住民福祉部、企画環境経済部)

②町は、県から要請がある場合、事業継続に資する情報（事業所における感染防止対策や感染した可能性がある従業員に対する必要な対応に係る情報等）を適時更新しながら事業者を提供する。また、業界団体と連携し、必要に応じ事業者向けの感染防止のためのマニュアル等の作成を支援する。(住民福祉部、企画環境経済部)

③町は、県から要請がある場合、事業者に対し、策定した事業継続計画に基づき事業を継続するよう要請する。(住民福祉部、企画環境経済部)

④町は、県から要請がある場合、感染症の特徴や病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）等を踏まえ、感染の可能性のある者との接触機会を減らす観点から、必要に応じて事業者に対し従業員の健康管理を徹底するとともに、感染が疑われる症状が見られる職員等への休暇取得の勧奨、オンライン会議等の活用、テレワークや時差出勤の推進等の感染拡大防止に必要な対策等をするよう要請する。(住民福祉部、企画環境経済部)

⑤町は、町国土強靱化地域計画に基づき、その業務を適切に実施するため、必要な措置を開始する。(住民福祉部、その他関係部局)

## **(2) 事業者に対する支援**

①町は、新型インフルエンザ等及び新型インフルエンザ等のまん延防止に関する措置による事業者の経営及び町民生活への影響を緩和し、町民生活及び町民経済の安定を図るため、当該影響を受けた事業者を支援するために必要な財政上の措置その他の必要な措置を、公平性にも留意し、効果的に講ずる(特措法第 63 条の 2 第 1 項)。(企画環境経済部、その他関係部局)

②①の措置を講ずる場合には、不正防止の必要性に留意しながらも、DXの活用や添付書類の削減等、事業者の利便性の向上及び迅速な対応に努める。(企画環境経済部、その他関係部局)

## **(3) 地方公共団体及び指定(地方)公共機関による措置**

①町は、新型インフルエンザ等緊急事態において、町行動計画、町地域防災に基づき、必要な措置を講ずる(特措法第 52 条及び第 53 条)。(住民福祉部、その他関係部局)

②水道用水供給事業者について、水を安定的かつ適切に供給するため必要な措置を講ずる。(水道部)

# **3 町民生活及び社会経済活動の両方の安定の確保を対象とした対策**

## **(1) 法令等の弾力的な運用**

町は、町民生活及び社会経済活動の安定を確保するための法令等の弾力的な運用について、周知を行う。また、その他新型インフルエンザ等の発生により、法令等への対応が困難となった制度につき、国及び県の措置を踏まえつつ、必要な対応策を速やかに検討し、所要の措置を講ずる。(全部局)

## **4 各種支援や措置の周知及び広報**

町は、各種支援や措置に関する情報について、様々な媒体や機会を活用し、町民に向けて周知を行う。(全部局)

## ○用語集

| 用語          | 内容                                                                                                                                                                 |
|-------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 感染症         | <p>ウイルス、細菌等の病原体が感染することによって引き起こされる疾病をいう。</p> <p>感染症法における感染症とは、同法第6条に規定する一類感染症、二類感染症、三類感染症、四類感染症、五類感染症、新型インフルエンザ等感染症、指定感染症及び新感染症であって、同法で規定され、又は政令・省令で定められた疾病をいう。</p> |
| 感染症危機       | <p>国民の大部分が現在その免疫を獲得していないこと等から、新型インフルエンザ等が全国的かつ急速にまん延し、国民の生命及び健康並びに国民生活及び国民経済に重大な影響が及ぶ事態。</p>                                                                       |
| 感染症指定医療機関   | <p>本府行動計画においては、感染症法第6条第12項に規定する感染症指定医療機関のうち、「特定感染症指定医療機関」、「第一種感染症指定医療機関」及び「第二種感染症指定医療機関」に限るものを指す。</p>                                                              |
| 感染症対策物資等    | <p>感染症法第3条の16第1項に規定する医薬品（薬事法第2条第1項に規定する医薬品）、医療器（同条第4項に規定する医療器）、個人防護具（着用することによって病原体等にはく露することを防止するための個人の道具）、その他の物資並びにこれらの物資の生産に必要不可欠であると認められる物資及び資材。</p>             |
| 基本的対処方針     | <p>特措法第18条の規定に基づき、新型インフルエンザ等への基本的な対処の方針を定めたもの。</p>                                                                                                                 |
| 業務継続計画（BCP） | <p>BCP＝Business Continuity Plan の略。不測の事態が発生しても、重要な事業を中断させない、又は中断しても可能な限り短い期間で復旧させるための方針、体制、手順等を示した計画。</p>                                                          |
| 緊急事態宣言      | <p>特措法第32条第1項に規定する新型インフルエンザ等緊急事態宣言のこと。新型インフルエンザ等が国内で発生し、その全国的かつ急速なまん延により国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼし、又はそのおそれがある事態が</p>                                                     |

| 用語             | 内容                                                                                                                                                                                                                                                                            |
|----------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|                | 発生したと認めるときに、同項の規定に基づき、当該事態が発生した旨及び緊急事態措置を実施すべき期間、区域及びその内容を公示すること。                                                                                                                                                                                                             |
| 緊急事態措置         | 特措法第2条第4号に規定する新型インフルエンザ等緊急事態措置のこと。国民の生命及び健康を保護し、並びに国民生活及び国民経済に及ぼす影響が最小となるようにするため、国、地方公共団体並びに指定公共機関及び指定地方公共機関が特措法の規定により実施する措置。例えば、生活の維持に必要な場合を除きみだりに居宅等から外出しないことを要請することや、多数の者が利用する施設の使用の制限又は停止等を要請すること等が含まれる。                                                                  |
| 健康観察           | 感染症法第44条の3第1項又は第2項の規定に基づき、都道府県知事又は保健所設置市等の長が、当該感染症にかかっていると疑うに足る正当な理由のある者又は当該感染症の患者に対し、健康状態について報告を求めること。                                                                                                                                                                       |
| 個人防護具<br>(PPE) | PPEとは「Personal Protective Equipment」の略で、「個人用保護具」を意味し、医療・介護現場や工場などで、感染症や危険から着用者の身体（手足、目、顔、体など）を保護するための手袋、マスク、ガウン、ゴーグル、安全靴などを指します。血液・体液などからの感染防止や、化学物質・物理的危険から作業者を守るために、適切な選択と正しい着脱が非常に重要である。<br>特に病原体の場合は、その感染を防御することが目的であり、感染経路や用途（スクリーニング、診察、調査、侵襲的処置等）に応じて適切なPPEを準備する必要がある。 |
| 指定（地方）<br>公共機関 | 特措法第2条第7号に規定する指定公共機関及び同条第8号に規定する指定地方公共機関。電気、ガス、鉄道等の社会インフラや医療、金融、通信等に関連する事業者が指定されている。新型インフルエンザ発生時、その本来的業務の実施を通じて、新型インフルエンザ対策を実施する責務を有する。                                                                                                                                       |
| 住民接種           | 特措法第27条の2の規定に基づき、新型インフルエンザ等が国民の生命及び健康に著しく重大な被害を与え、国民                                                                                                                                                                                                                          |

| 用語             | 内容                                                                                                                                                                                        |
|----------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|                | 生活及び国民経済の安定が損なわれることのないようにするため緊急の必要があると認めるときに、対象者及び期間を定め、予防接種法第6条第3項の規定に基づき実施する予防接種のこと。                                                                                                    |
| 新型インフルエンザ等     | 感染症法第6条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同条第8項に規定する指定感染症（感染症法第14条の報告に係るものに限る。）及び感染症法第6条第9項に規定する新感染症（全国かつ急速なまん延のおそれのあるものに限る。）をいう。本政府行動計画においては、新型インフルエンザ等に位置付けられる可能性がある感染症について、その発生情報を探知した段階よりこの用語を用いる。 |
| 新型インフルエンザ等緊急事態 | 特措法第32条に規定する新型インフルエンザ等が国内で発生し、その全国かつ急速なまん延により国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼし、又は及ぼすおそれがあるものとして政令で定める要件に該当する事態。                                                                                        |
| 新興感染症          | かつて知られていなかった、新しく認識された感染症で、局地的あるいは国際的に、公衆衛生上問題となる感染症。                                                                                                                                      |
| 相談センター         | 新型インフルエンザ等の発生国・地域からの帰国者等又は患者への濃厚接触者であって、発熱・呼吸器症状等がある方からの相談に応じるための電話窓口。                                                                                                                    |
| 双方向のコミュニケーション  | 地方公共団体、医療機関、事業者等を含む国民等が適切に判断・行動することができるよう、国による一方向の情報提供だけでなく、多様な手段を活用して情報の受取手の反応や関心を把握・共有して行うコミュニケーション。                                                                                    |
| 登録事業者          | 特措法第28条に規定する医療の提供の業務又は国民生活及び国民経済の安定に寄与する業務を行う事業者であって厚生労働大臣の定めるところにより厚生労働大臣の登録を受けているもの。                                                                                                    |
| 特定新型インフルエンザ等対策 | 特措法第2条第2号の2に規定する特定新型インフルエンザ等対策のこと。地方公共団体が特措法及び感染症法の規定により実施する措置であって、新型インフルエンザ等のまん延を防止するため特に必要があるものとして新型イン                                                                                  |

| 用語           | 内容                                                                                                                                                                                                                                                                         |
|--------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|              | フルエンザ等対策特別措置法施行令第1条に規定するもの。                                                                                                                                                                                                                                                |
| 特定接種         | 特措法第28条の規定に基づき、新型インフルエンザ等が発生した際に、医療提供や国民生活・経済の維持に不可欠な業務を行う事業者（医療従事者、社会機能維持従事者など）の従業員向けに、一般の住民に先立って臨時に行われる予防接種のこと                                                                                                                                                           |
| 濃厚接触者        | 感染した人と近距離で接触したり、長時間接触したりして新型インフルエンザ等にかかっていると疑うに足りる正当な理由のある者。発生した新型インフルエンザ等の特性に応じ、具体的な対象範囲が決まるが、例えば、患者と同居する家族等が想定される。                                                                                                                                                       |
| まん延防止等重点措置   | <p>新型インフルエンザなどの感染拡大によって国民生活や社会経済活動に甚大な影響が出ると判断した場合に基本的対処方針分科会の諮問を経て、内閣総理大臣が新型インフルエンザ等対策特別措置法特措法第2条第3号に基づき期間・区域を決めて発令することとされている布告。</p> <p>都道府県知事は、外出自粛要請、公共施設の使用制限、事業者への休業要請、飲食店などの営業時間短縮の要請・命令、イベントの開催制限などの要請・指示のほか、臨時医療施設開設のための土地・建物の使用や医薬品・マスクなどの売渡しに関する命令を発することが可能。</p> |
| 有事           | 新型インフルエンザ等に位置付けられる可能性のある感染症の発生の情報を探知した段階から特措法第21条に規定する政府対策本部の廃止までをいう。                                                                                                                                                                                                      |
| 予防計画         | 感染症法第10条に規定する都道府県及び保健所設置市等が定める感染症の予防のための施策の実施に関する計画。                                                                                                                                                                                                                       |
| リスクコミュニケーション | リスク（危険性）に関する正確な情報を、専門家・行政・事業者・市民など関係者全員で共有し、相互に意見交換・意思疎通を図ることで、相互理解を深め、信頼関係を構築し、適切なリスク管理や問題解決を目指す双方向のプロセス。                                                                                                                                                                 |